

上智大学国際関係研究所
ワーキング・ペーパー・シリーズ
第2号

2018年11月7日発行

佐々山 泰弘（上智大学国際関係研究所 客員研究員）

yasuhiro.sasayama@gmail.com

「グローバル視点からみた日米地位協定とその改正の可能性」

SIIR Working Paper Series

No. 2 / November 7, 2018

お断り: 本論は筆者個人の見解を述べたものであり、必ずしも上智大学国際関係研究所の見解を代表するものではありません。

Disclaimer: This paper should not be reported as representing the views of the Sophia Institute of International Relations (SIIR). The views expressed are those of the authors and do not necessarily reflect those of the SIIR.

概略 (Executive Summary)

本小論文は筆者の博士論文「パックスアメリカーナのアキレス腱 米軍地位協定の比較研究」(原論文は英文)を日本語で要約したもので、より広範な読者に米軍地位協定の歴史、現状、特質を紹介したいために執筆したものである。詳しい内容に興味をお持ちの読者は筆者の英文博士論文をご参照頂きたい。¹ 論文の目的は米軍地位協定が如何に多様で差異が存在するかを類型化することで可視化し、何故にそのような多様性が生じたのかという要因を究明することである。そして突き止められた諸要因に依って日米地位協定改正の可能性を展望する。本論文が先行研究と異なっている点は、地位協定の全項目を比較研究すること²、グローバルな視点から観察すること³、歴史過程を比較考察すること⁴、アメリカと受入国双方向の視点から観察すること⁵の三点である。

大規模な米軍を受け入れている(いた)12か国(オーストラリア、ジブチ、ドイツ、ギリシャ、イラク、イタリア、日、韓、フィリピン、スペイン、トルコ、イギリス)を研究対象として選択し、司法権と米軍に対する受け入れ国の主権行使力を基準に各国地位協定を比較したところ、受入国の有利度順にタイプ III A、B、C、タイプ II、タイプ I の5つのカテ

¹ Yasuhiro Sasayama “Achilles’ heel of Pax Americana: A Comparative Study of SOFAs (Status of Forces Agreement) concluded by the US” Ph.D. dissertation, Graduate Program in Global Studies, March 2017. <http://digital-archives.sophia.ac.jp/repository/view/repository/20169600145>

²地位協定は外国駐留軍の法的特権と軍事諸活動に関する細部の取り決めであるから、その分析や比較は全ての分野からなされなければならない。しかし、国際法学者の関心は司法権や法的特権がその関心の大半を占め、軍事活動に関する考察は二義的であり、米軍が駐留する(あるいは駐留した)全ての主要国において地位協定を構成する諸カテゴリー全般にわたり総合的かつ同列的に分析、比較したものはない。

³地位協定の比較研究は日本においては比較的豊富であるが、その研究フレームワークは日本側から見て日米地位協定が如何に不公平で我が国に不利であるかを他国の米軍地位協定(特にドイツの地位協定が比較されることが多い)と対比させることによって際立たせるというものがほぼすべてと言ってよく、視座を変えてグローバルな視点から日本を分析したものは皆無である。米軍地位協定にはどのような差異があるのか?もし日米地位協定が他国と比べて不利であるとすれば、世界的に見てどの程度不利なのか?仮に“不利度”とでもいった尺度で点数をつけると、客観的にどのあたりに位置するのが皆目見当がつかないのである。視点の起座を日本発からグローバルに移すことによって、日米地位協定の特色と立ち位置もより鮮明に理解することが可能になる。

⁴地位協定は変化する。同盟の大綱と原則を定める安全保障条約と違い、地位協定は駐留軍の具体的かつ細部にわたる諸事項を取り扱うものであるため、当事国双方の社会・国内事情や国際情勢の変化に対する感応度が高く、主要な米軍受入国はすべて2回以上の地位協定改訂を経験している。各国地位協定の変遷とその歴史的背景とを比較考察しなければ因果関係を探求するための研究とはならない。

⁵多くの米軍受入国における地位協定研究はもう一方の当事者である米側からの視点が欠落しているか無視されていることが常である。司法面ではNATO地位協定締結以降、裁判管轄は大前提として軍隊派遣国側と受入国側双方に競合的裁判権を認めること(Concurrency)を国際的慣行とするものであるから、派遣国側の視点が脱落しては何故に各国地位協定に差異が存在するのかを合理的に解明することはできない。安全保障・軍事面においてもアメリカの戦略や国内政治の変化は極めて重要な要素であり、それを無視しては地位協定交渉のダイナミズムが見えなくなるのである。

ゴリーに分類することができた。そうした多様性を生み出した要因として：(1) 非対称な力関係が米国優位な基本構造を作る、また(2) 多国間交渉の方が非対称な力関係を修正し二国間による協定よりも受入国に有利になる、(3) 脅威認識の差が両国間の交渉力の強弱を決める。もし受入国が大きな安全保障上の脅威を感じず米軍への依存度が小さい場合、協定は受入国有利になる、(4) 国際規範としての相互主義原則が働き、受入国の米国に対する貢献度が大きいほど受入国に有利な協定が結ばれる、(5) 法も含めた諸制度が米国に近い国ほど協定の司法権に関する領域で有利になる、(6) 国内政治も大きく作用し、独裁政権から民主政権へと体制転換した受入国はすべて協定を有利に改訂している、という 6 要因を特定した。

上記の分類基準から日米地位協定を他の地位協定と比較して位置づけたところ、タイプ III の地位協定を締結している 10 か国中で 9 位であった。日本は司法分野については NATO 同盟国と大きな差異は認められなかったが、米軍基地およびそれを使用しての米軍諸活動を制限するような主権行使の余地が少ないことが特徴である。しかし、究明された要因から展望する限り改正の可能性は極めて低いであろう。何故なら、第一に中国の台頭に直面して日本の脅威認識は冷戦期以上に高まっており、アメリカの軍事力、外交力への依存度が強まっていることがあげられる。第二に、これを背景にして軍事力から見た日米間の非対称的不均衡と役割分業は修正方向に向かうのではなく、固定化と統合的制度化が急進展しており、現状変更への政府の意欲は低い。第三に日本の貢献増による協定改定への道も軍事的、財政的に大きな障害が予測されるからである。即ち、日本が日米同盟強化を基本国策とする限り米軍基地や米軍活動に対する規制力強化につながる地位協定改正に挑戦する可能性は極めて低いのである。国民の怒りを買う様な事件や問題が起こる度に従来同様日米合同委員会等を通じての実務レベルでのアドホックな問題解決に終始するであろう。

目次

I. 地位協定の概略と定義	5
II. 研究対象とするケースの選択	7
III. 米軍地位協定の類型 (Typology)	9
A. 基本となる類型: タイプ I、II、III	9
B. タイプ III (裁判権の競合的両立型) 群内における差異 – 重要 3 項目からの評価と細分化	11
1. 裁判管轄と司法手順	12
2. 派遣国に基地として使用される施設及び区域の決定およびその使用のされ方	15
3. 戦時状況下における地位協定の適用	20
C. タイプ III 地位協定の 3 類型化とアメリカからの援助の有無	21
D. 再検証: より広範な 24 項目の比較からタイプ III 地位協定を総合評価	25
IV. 多様な地位協定を作った要因	27
V. 日米地位協定の特徴と改正の可能性	38
A. グローバルな視点から見た日本地位協定の位置と特徴	38
B. 変貌する安全保障環境と日本地位協定の近未来	40
1. アメリカの世界基地戦略と各国地位協定	40
2. 究明された要因から日本地位協定の近未来を予測する	43

I. 地位協定の概観と定義

軍の地位協定（SOFA: Status of Forces Agreement）はある国の軍隊が他国に駐留する際に当事国間で取り決める協定をいい、多くの場合は安全保障認識の共有に基づいて締結される。詳細な定義は後述するが、協定は外国軍駐留に法的根拠を与え、駐留軍、軍人（軍隊構成員）、軍属、その家族等の権利や特権を規定する国際合意である。国際法という概念が構築されて以降の近代において、駐留外国軍の権利等を認めた嚆矢は 1812 年にアメリカ最高裁がフランス海軍のスクーター *Exchange* に与えた司法的特権であるというのが国際法専門家の一般的知見である。⁶ しかしながら、安全保障条約やそれに類する合意に基づいて外国軍が他の主権国家の領土内に駐留するという現象は極めて現代的なものであり、第一次世界大戦末期においてイギリスが対独戦遂行のために米軍の駐留を認め、地位協定締結交渉をしたことが最初である。（Rowe 13-14）⁷ そして、冷戦開始後、米ソ二大国がその軍隊を世界的な規模で同盟国等に駐留させ始めたことにより軍隊受入国との間に地位協定締結が必要となり、今日見られる地位協定の普遍化が定着したといえる。また、国連の PKO 活動なども、受入国との間に地位協定を締結して活動を行っている。しかし、国連多国籍軍の地位協定などは事例も規模も小さく、ソ連崩壊後はロシアが中東欧から軍隊を引き揚げたため、今日一般的に地位協定というとアメリカと米軍受入国との間に締結された地位協定とほぼ同義語と化している。

（従ってこれ以降、各国地位協定の名称を本来なら[受入国名] - アメリカ地位協定と表記すべきであるが、アメリカを省き[受入国名]地位協定と表記する。例えば日本 - アメリカ地位協定は日本地位協定と表記される。特定の無い「地位協定」という表現はアメリカが締結した地位協定を指す。）

2011 年時点でアメリカはその軍人を 149 か国に駐在させ、その総人数は 305,315 人にのぼる。⁸ 施設数から見ると 46 の国や地域に 909 の米軍関連施設が存在する。（Lutz 1-3 に引用）軍人以外の軍関係の人数については詳細なデータは得られないが軍属と家族の人数は軍人数とほぼ同規模と想定される。アメリカにとっては、受入国側との諸条件の合意による海外駐留米軍の法的正当化と軍事諸活動の円滑化はその安全保障戦略の基盤となるもの

⁶簡潔にまとめるなら、外国軍隊受入国が、安全保障上の理由から正式に外国軍(この場合は艦船)の受け入れを認めた場合は、受入国側の主権である裁判権はその艦船に譲られるべきであるという判決である。何故なら、いたずらに受入国が主権を主張してその艦船の行動の自由を束縛した場合、米国の安全に重大な支障をきたすと考えたからである。

⁷結局地位協定合意前に第一次世界大戦が終了した。

⁸総人数は海上勤務 6,065 名は含むが在韓米軍は省く。

である。受入国側にとっても、外国軍の常時駐留に伴う法的問題や安全保障上必要な駐留軍の規模や米軍の軍事行動の自由裁量度に対してどの程度自らの主権を基づく諸権利に行使するかなどは主要な関心事となる。従って、地位協定を狭義に解釈するなら駐留外国軍の諸行動、権利、義務等を当事国間で合意した条文、補助的な合意条文に限定されることになろうが、実際にはその最上部を構成する安全保障に関する条約や下部に位置する細部にわる技術的、行政的合意と明確に分離線を引くことは不可能であり地位協定は以下のように定義されよう。

軍隊派遣国の軍隊を合法的に受け入れるにあたって、軍隊派遣国と受入国との間に合意された公式、非公式の諸条件のセットであり、駐留軍及びその構成要員等の法的、行政的、経済・物質的諸条件を定める。

そして、具体的に表現するなら、これらの諸合意は安全保障条約を含む一連の「システム」とも呼ばれるべきもので以下のようなものから構成される。

- (1) 安全保障条約もしくはそれに類する基本相互条約、地位協定、その他安全保障関連合意条文、補助合意条文、及び改訂条文。
- (2) これらに対応する国内法。
- (3) これらの合意を実行、諸問題を解決するための共同調整機関（例えば日米の場合は日米合同委員会）および受入国の行政機関（例えば日本の場合は防衛施設庁等）の諸活動。

このシステムの中でも、地位協定は要となる位置をしめる。何故なら、第一に、安全保障条約は根幹的合意ではあるがそのほとんどが形式的であり簡潔に条約適用の地域を定め、締結国の何れかに武力攻撃や重大な脅威が生じた場合は共同で防衛行動に当たるといった大原則を確認するにすぎず、駐留軍の受け入れ、その諸権利、義務あるいは軍事活動や訓練といった軍事上、司法上の具体的細部を定めるのが地位協定なのである。第二に、地位協定は派遣国、受入国の利益、主権が衝突する領域であり、合意された内容は両国間の大妥協の産物であると同時に、二国間（或いは多国間）関係の本質、力関係、役割分担の現実を反映したリトマス試験紙でもあるのである。アメリカは多数の国々と地位協定を締結しているためその条文は、標準化、同型化されているように思われがちだが、実は各受入国によって大きくその内容は異なる。共通の地位協定が存在する NATO 同盟国間にもそれを補足する二国間協定には大きな差異が認められるのである。

II. 研究対象とするケースの選択

タイトルである“グローバル視点”という標榜に値し、かつ少数のケーススタディの短所を克服できる普遍妥当なケース選択は可能であろうか？実はそれはさほど困難な作業ではない。何故なら第一に、地位協定研究に欠かせない総ケース数はさほど多くはないのである。確かにアメリカは世界 100 か国以上の国々に軍人を常駐させているが、「軍」と呼べるだけの軍事打撃力を保有する規模の軍隊（Active Duty Military Personnel Deployment）を常駐させている国は多くはないのである。例えば、ブラジル駐在の“米軍”は 41 名、インド駐在は 26 名である。⁹ これらの少数米軍人受入国では、当然ながら外交慣例に則った地位合意かそれに類する地位合意がなされていると想定されるが、それらは実質的な軍事作戦的機能を保有する軍（多数の軍人・軍属・その家族で構成）が駐留するために必要な地位協定とは本質的に異なる次元の取決めである。表 1 に明らかなように 2007 年時点で 1,000 人以上の米軍が駐留している国はわずか 11 か国である。（イラクとアフガニスタンを除く）アメリカが戦略的に重視し 1 万人以上の軍を派遣している国はわずか 5 か国である。即ち、検証に必要な総ケース数（Total population）は過去の重要な実例等（例えばフィリピンは表には含まれていないが 1991 年まで重要な米軍基地が存在していたことは周知の事実である）を付け加えても多くはないのである。

それでは歴史的事例も加えて普遍妥当性を持ちうるケース選択にはどの国々を選べばよいのか？まず歴史的事例としてフィリピン、オーストラリア（対日本への共同防衛体制が必要でなくなった後も、冷戦下から今日まで米軍の情報収集に欠かせない戦略的報収集基地が長期にわたり活動している）、ギリシャ（大規模な米空軍基地が存在した）、イラク（イラク戦争後も大規模な米軍が駐留した）は欠かせないであろう。これら 4 か国に表 1 にリストされているすべての国をプラスすれば研究対象としての総ケース数と見なすことが可能である。しかし、本文では表 1 からバーレーン、ベルギー、セルビアの 3 か国を除いた 12 か国を比較考察のケース選択とした。¹⁰ 即ち、オーストラリア、ジブチ、ドイツ、ギリシ

⁹出所は表 1 と同様

¹⁰セルビア（コソボを含む）を除いた理由は締結された地位協定が PfP（Partnership for Peace）に参加する多数国（NATO 加盟国）による地位協定であり、死刑判決忌避条項を除き基本的には NATO 地位協定と同一であるため、重複を避けたためである。しかも、米軍は比較的期間の短い国連傘下の多国籍平和維持活動（Peace Keeping Operation）に参加しているだけであり、本書の目的である長期にわたり米軍が受入国に駐留している場合の地位協定比較考察からはやや本質が異なるためである。バーレーンは小さな島国で NATO 加盟国ではないが、戦略的に重要な米海軍基地を受け入れ、アメリカにとってその存在価値は重要なものである。しかし本書では近接するジブチと類似性（国家としての規模、宗教、伝統、そして地政学的位置等）が高く、重複を避けるためにバーレーンを除外しジブチを選択した。ジブチは米軍に限らず多数の国々が軍を駐留させており（日本の自衛隊も含む）、地

ヤ、イラク、イタリア、日本、韓国、フィリッピン、スペイン、トルコ、イギリスである。総ケース数 15 カ国中の 12 か国の選択は少なくともサンプル数が少なすぎるというそしりは当てはまらないであろうし、都合のよい少数ケース選択から妥当性を欠く普遍化を行うという危険性も回避することができるはずである。

表 1: 1,000 人以上の実動任務を帯びた米軍が配属されている国々（イラクとアフガニスタンを除く） (Countries receiving above 1,000 US Active Duty Military Personnel Deployment)

国	合計	陸軍	海軍	海兵隊	空軍
ドイツ	58,894	43,247	297	283	15,067
日本	33,068	2,417	3,716	13,771	13,164
韓国	27,114	18,366	244	135	8,639
イタリア	10,216	3,241	2,659	55	4,261
イギリス	10,152	371	475	75	9,231
ジブチ	2,038	560	765	373	340
トルコ	1,668	68	9	18	1,537
セルビア（含コソボ）	1,395	1,350	-	4	41
バーレーン	1,389	29	1,187	148	25
ベルギー	1,367	765	92	29	481
スペイン	1,308	102	740	154	312

原出典：米国防省 2007年6月30日 “地域・国別 実働任務に従事する軍人力”

"Active Duty Military Personnel Strengths by Regional Area and by Country"

<http://siadapp.dmdc.osd.mil/personnel/MILITARY/history/hst0706.pdf>.

O'Hanlon, Michael "Unfinished Business US Overseas Military Presence in the 21st Century"

The Future of the US Military Series. に引用されている。

*イラクとアフガニスタンは含まれていない

*日本の数字には海軍の海上勤務中の人員数は含まれていない。なお、東アジア・太平洋地域の海上勤務人員数は10,769名である。

位協定比較考察には欠かせない対象である。ベルギーは NATO の創設期からメンバーであり、NATO 地位協定はじめ、英を含む他の NATO 創設メンバーとほぼ同様の歴史的経緯と特色を有するものと判断し重複を避けるため除外した。

III. 米軍地位協定の類型 (Typology)

ー 各国の地位協定の差異、そしてそれらはどのように違うのか？

A. 基本となる類型 (Typology) : タイプ I、II、III

各国地位協定の内容は多様で大きな差異が存在する。アメリカ George Washington 大学で国際関係論の教授であった George Stambuk は 1963 年に刊行した海外米軍基地の研究において、米軍地位協定の類型を次のように定義した。それは派遣国の軍、軍人、軍属、及びその家族に対する総合的な裁判管轄が如何なる論理に基づいて派遣国側あるいは受入国側に付与されるかによって分類を試みたものである。(Stambuk 47-81) (表 2 参照、例は佐々山が付け加えたものである)

タイプ I (*Ratione Personnae*) 関係した人間の属性によって決定

事件に関係した人間の国籍による裁判権行使国の決定で、完全な治外法権に近い。事件の場所に関わりなく派遣国は裁判権を行使でき、受入国は極めて特別な場合しか司法権を行使できない。冷戦初期に締結された地位協定にこのタイプが多い。

タイプ II (*Ratione loci*) 関係した場所の属性によって決定

事件が発生した場所によって裁判権行使国を決定。派遣国は基地とその周辺および合意された特定の場所で裁判権を行使でき、受入国はそれ以外の場所で裁判権を行使できる。最初のフィリピンの地位協定が典型である。

タイプ III (*Ratione materiae*) 関係した事件の属性によって決定

事件の発生した場所に関わりなく、原則として派遣国、受入国双方が裁判権を保有するとする。どちら側が優先的に裁判権を行使するかは他の基準・方法で決定される。例えば派遣国の軍人、軍属の公務遂行中の事件や軍人、軍属間の事件や彼らの財産に対して損害を与えた場合などは派遣国側に裁判権がある。NATO 地位協定が裁判管轄の競合的両立性を認めたことで、今日の地位協定はこのタイプが大半を占める。

表2 George Stambuk による地位協定類型（裁判管轄の所在による分類）

タイプ	基本となる決定要素とその特徴	例
タイプI	Ratione Personnae: By reason of the person involved [関係した人間の属性によって決定] この場合は国籍による司法権の決定。事件の場所に関わりなく派遣国はほぼ完全な治外法権を持つ。受入国は特別な場合を除いて裁判権がない。	日本の行政協定（1953年以前） 独地位協定（1955年以前） 韓国地位協定（1966年以前） ノルウェー地位協定（1950年） エチオピア地位協定（1953年） ジブチ地位協定（2003年） 少数の軍事顧問団などは外交官特権に類する待遇を受けることが多い。
タイプII	Ratione loci: By reason of the place involved [関係した場所の属性によって決定] この場合は事件が発生した場所によって裁判権を決定。派遣国は基地とその周辺、及び特定された場所で裁判権を持ち、受入国はそれ以外の場所で裁判権を持つ。	最初のサウジアラビア地位協定 最初の比地位協定（1947年） 米英の基地貸借合意（1941年） イラク地位協定（2008年）
タイプIII	Ratione materiae: By reason of functional immunity [関係した事件の属性によって決定] 事件の発生した場所に関わりなく、派遣国、受入国双方に裁判権ありとし優先的裁判権行使を他の基準・方法で決定する。派遣国軍人・軍属の公務遂行中の事件や派遣国軍人・軍属間の事件やその財産に関わる事件は派遣国側に裁判権があるとするのが通例である。	NATO地位協定 今日の地位協定の大半

国際法学者の Paul J. Conderman もほぼ同様の類型化を試みる。上記タイプ I に対応する類型として彼は「専属的合意」（Exclusive Agreements）という範疇概念を提起し、そこでは派遣国は事件の起きた場所や事件が公務執行中であるかないかに関わらず特権的裁判権を行使できるとする。タイプ II に対応するものは「条件的合意」（Conditional Agreements）とされ、この合意の下では裁判管轄は事件の起きた場所やその属性等によって事前に行使国が決定される。タイプ III に対応するものは「競合的両立の合意」（Concurrent Agreements）という範疇概念で、派遣国、受入国双方が原則として全ての事件に対して二重的に裁判権を保有するという競合的両立性を前提とする。どちら側も潜在的裁判権を保有しているため、第一優先権を持つ国と第二優先権を持つ国があり、その優先権は事件の本質的属性や犠牲者のアイデンティティ等によって決定されるとする。（Conderman 102-3） 以上見た通り、地位協定の基本的類型（Typology）は裁判管轄が派遣国、受入国どちら側に所属するか、及びそれを決定する要因による分類であり、一般的に認められているスタンダードと言ってよいだろう。また、現実の各国地位協定の歴史的変遷もこの類型を採用すると合理的な当てはめが可能である。よって本文も基本となる類型は Stambuk が提唱した類型をその基礎として採用する。

しかしながら、この裁判管轄の決定法による分類は地位協定の構成要素の一部である司法権に関わる分野しか評価していないのであり、地位協定の基幹部分が安全保障と軍事に関わる国際合意であり、それに関連する条文も多いという事実への考慮が希薄である。地位協定締結の目的は煎じ詰めれば敵対的状况が発生した場合、派遣国がスムーズかつ効率的な軍

事行動を展開できるように受入国が種々の法的、実務的なバックアップを行い、そのことで共同の安全保障目的を達成しようとするものだからである。しかし現実には脅威認識と安保政策が完全に一致する国家群は存在しないため利害の衝突が発生する。例えば NATO 同盟国であるトルコが 2003 年のイラク戦争の際に米軍に自国内の基地を使用させなかったことは記憶に新しい。安全保障合意に定められた地域で想定された事態が出来たという場合はこの差異は小さいといえるが、それとは直接関係のない地域に対して米軍が何等かの軍事的対応をするという事態になると俄然この差異は大きくなり論争の火種となる。さらにはどのレベルの軍事態勢を構築するか、例えば米軍の核装備や核ミサイルの配置はどの受入国においても大きな論争となってきた。従って、如何なる受入国も派遣国軍隊の行動を自国に有利な形で制約するような主権の行使を目指すだけでなく、ほぼ例外なく重要な軍事行動に対する事前合意の確証を得よう努めているのはこのことを顕著に表している。

派遣国と受入国の利害の衝突は安全保障・軍事面に限らず、日常の市民生活レベルでも発生する。派遣国は軍事上の必要性を重視し、より制限の少ない訓練や軍事活動を目指すであろうが、受入国は片方で訓練の必要性を認めざるを得ないが、片方で派遣国以上に市民生活の安全や安穩を考慮せざるを得ない。ここにも派遣国と受入国との間に利害の差異が存在するのであり、受入国がどの程度派遣国の軍事活動（とりわけ軍事訓練等）を制限し得るかというのは地位協定評価の重要な尺度となるのである。即ち、受入国が駐留する派遣国軍の活動や基地の使用法に対してどの程度自国の政策に合致し国益に寄与し得る制限を加えられるかは地位協定の重要な部分であり、地位協定の類型を考察する際には裁判管轄による類型化だけでは不十分なのである。

B. タイプ III 型（裁判権の競合的両立型）群内における差異 — 重要 3 項目からの評価と細分化

しからば、より総合的な判断基準にもとづいた普遍的類型化は如何にして可能か？タイプ I、II、III の間には裁判管轄所在上の明確な差異が存在しておりこれをさらに細分化することは意味がない。問題は NATO 地位協定発効以降主流となり今日の地位協定の大多数を占めるタイプ III の中に大きな差異が存在しているという事実である。そこで本節ではまず、第一ステップとして以下の三つの重要判断基準に基づいてタイプ III 群地位協定の比較考察を行いその細分化を試る。

1. 裁判管轄と司法手順 → 所在及び受入国の司法権行使のレベル
2. 派遣国に基地として使用される施設と区域の決定およびその使用のされ方 →

派遣国による基地の設立・使用の自由裁量度と受入国の主権行使による制限のレベル

3. 地位協定の戦時への適用 → 派遣国の軍事行動に対する受入国の主権行使による制限のレベル

次に第二ステップで、果たしてその類型化（細分化）が妥当かどうかを再検証するため、全てのタイプ III 地位協定を 26 の主要比較項目中比較可能な 24 項目にわたって総合評価を試み、タイプ III 類型細分化の妥当性の検証を行う。

1. 裁判管轄と司法手順

タイプ III の根幹基準である裁判権の競合的両立の基本原則は各国地位協定に同一の平等性をもたらしているとは言えず、以下の各項目ごとに見るとその差異は大きく多様である。

a. 地位協定によって保護される個人の定義

候補となるのは軍人（軍隊構成員）、軍属、そのいずれかの家族、その他の軍関連の組織に雇用される者、軍と契約関係にある組織（例えば建設業者等）や兵站組織に雇用される者などが挙げられ、その定義の範囲が広いほど派遣国に有利な取り決めと言える。例えばドイツ、イタリア、イギリスでは保護される家族は軍人、軍属の配偶者とその子供に限定されているが韓国では「（生活費の）50%以上を扶養されているその他の親族」にまで範囲が広がられている。しかも招聘された軍契約業者やその家族にまでもかなり広範囲の特権が付与されているのである。

b. 裁判管轄の決定

NATO 地位協定の先例に倣い、条文の構成としてはまず裁判権の競合的両立を前提として、専属的裁判権（Exclusive jurisdictional right）行使の法的範囲と誰を対象とするかを定め、次にどのような場合にどちら側が第一次裁判権（Primary jurisdictional right）を行使するかを定めるのが通例である。しかしその内容は各国により微妙に異なる。

(1) 専属的裁判権を行使できる対象（受入国または派遣国に当該行為を罰する法律がない場合）

派遣国の専属的裁判権行使の対象は「アメリカ軍法に服する者」という条文が一般的であるが、その解釈に NATO 地位協定と他の地位協定に差が見られる。NATO では米最高裁の判決を根拠として基本的に軍人のみに限定され

ると解釈されるが¹¹、日本を含む他の地位協定では米側の対象者がかなり広義に解釈されている。¹²

(2) 第一次裁判権（双方に当該行為を罰する法律がある場合）

二つの判断基準がある。一つは派遣国が第一次裁判権を行使できる対象の範囲である。NATO 地位協定では軍人と軍属に限定されているが、韓国ではそれがそれぞれの家族にまで拡大されている。他は公務執行中事件の免責についてである。この場合「公務中」とすると派遣国軍当局に認定された案件に対して、受入国が審査したり、意義を申し立てたりできる手続きがどの程度定められているかは重要である。ドイツでは審査の手順や論争になった時の解決法などの細部が定められているが日韓地位協定は本文中に手続きに関する規定が存在しない。¹³

c. 被疑者の逮捕、拘禁、尋問、公訴、裁判、服役等に関する受入国の権利

派遣国は被疑者の本国と同等の法的保護や拘禁・服役施設の本国並み住環境を迫及し、可能な限り長期に渡り被疑者を自国の施設内に止めることを要求する。対する受入国は原則として自国民に対する場合と同様の司法手順や被疑者の取り扱いを要求し双方の権利要求は衝突する。

(1) 逮捕、拘禁および捜査と尋問

第一は被疑者の拘禁が派遣国の手中にある時、受入国はいつ被疑者の身柄引き渡しを請求できるかである。NATO 地位協定ではそのタイミングを被疑者が公訴された時と定め、その後の大半の地位協定はほぼ同一の基準を採用しているが、各国間には差異が存在する。例えば、日本では日米合同委員会で

¹¹国際法学者 Peter Rowe は多くの裁判先例や米最高裁の判決を根拠として、「もし米国軍隊の軍属や家族が受入国の法に触れる犯罪を犯した場合は、NATO 地位協定 VII 条の適用により、受入国が実効的に専属的裁判権を行使できる。」とする。(Rowe 109)

¹²例えば日本の場合、日米合同委員会は「米軍法に服する者」の定義を The U.S. Uniform Code of Military Justice (May 31, 1951) の規定が適用されることに合意している。その範囲は広く軍人、軍属のみならず他の政府機関所属員等にも適用されるとされる。[802. Art. 2: Persons subject to this Chapter] [英文の抄録] ...it includes not only MFs but also MCCs, members of the National Oceanic and Atmospheric Administration, Public Health Service, and other organizations, and (subject to any treaty or agreement which the U.S. is or may be a party to any accepted rule of international law,) persons within an area leased by or otherwise reserved or acquired for use of the U.S. which is under the control of the Secretary concerned and which is outside the U.S.

¹³正文に付加される外交合意文書や合同委員会による細則は正文より位置づけが低い。

殺人や強姦といった重要事件に関しては、米側が公訴前の身柄引き渡しに「好意的考慮」を払うことが合意された。一方、フィリッピンでは同国が裁判権を行使するいかなる個人の拘禁権も「犯罪発生から全ての法的手続きが完了するまで」米側にあると規定されている。第二は捜査と尋問過程での被疑者に対する法的保護のレベルである。NATO 地位協定が定めた7つの基準が概ね各国地位協定で踏襲されている。¹⁴しかし、差異は存在する。例えば日本の場合、派遣国側代表が受入国側裁判に出席する権利について「受入国の裁判所の規則が許す場合」の句が欠落しており、米側権利に制限がない。また韓国ではこれらの7つの権利は公訴前の逮捕や拘禁の時点から発生するとされている。

(2) 裁判

裁判権の競合的両立を前提とする限り被疑者の裁判は派遣国によって行われることもあり、本来そこには相互主義の原則が貫徹するはずである。例えばドイツの場合、どちらの側も裁判のスケジュールや場所を通知しなければならないし、どちらの側の代表も裁判、裁判前尋問、尋問に立ち会うことができる。つまりドイツの代表者は米軍事法廷に立ち会うことが可能である。しかし、フィリッピンの場合にはそうした受入国の互惠的権利は存在せず、しかも受入国の法的手続き完了が一年を超過する場合は派遣国は法的手続きに対して一切の義務を負わないとされる。

(3) 服役

判決後の服役が受入国でなされる場合、受入国の法慣習（例えば服役に改悛や懲罰的要素を認めるか否かといった問題）や収容施設の生活環境水準は派遣国にとって大きな関心事となる。NATO 地位協定では特に特権的待遇が定められているわけではないが、韓国の場合、派遣国はそうした施設が自国のスタンダードに合致しているかどうかを検証する権利を有し、戦時の場合は

¹⁴ (i) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利、(ii) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利、(iii) 自己に不利な証人と対決する権利、(iv) 自己のために強制的な手続により証人を求める権利、(v) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利、(vi) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利、(vii) 派遣国政府の代表者と連絡する権利、及び受入国の裁判所の規則が許す場合は自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利。

韓国側は被疑者、服役者に関わりなく、彼らを派遣国の施設に収容したいという要求があった場合は好意的考慮をはらうと規定されている。

2. 派遣国に基地として使用される施設及び区域の決定およびその使用のされ方

派遣国アメリカは自らの世界戦略に基づいて軍事・地政学的重要地点に基地を設立しその使用について最大限の自由裁量度を確保しようとするが、これは受入国の脅威認識や安全保障政策と完全に一致することではなく、受入国の政策に基づく主権行使のレベルは地位協定の出発点でありかつ最重要な部分である。

a. 施設及び区域の軍事基地としての使用権

この項目は軍事基地として使用される施設及び区域の決定法とその法的根拠となる国際的合意という二つの要素から構成される。西欧の NATO 加盟国では基地を特定してその使用権を個別に合意するというケースが多いが¹⁵、日韓の場合は安全保障条約や地位協定の正文の中で上記の基本二要素が明記されている。日本の場合、アメリカは日米安全保障条約「第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許され」、どの施設及び区域を基地とするかは日米合同委員会を通じて両国が合意することになっており特定基地の使用許可でない。それ故、一部からはこの条文は「全土基地方式」でありアメリカに日本のどの場所にもその基地を設立できる法的根拠を与えているとの主張がなされている。¹⁶ 日本の場合米軍に使用されている「施設及び区域」は名称も実態も「米軍基地」であり、イギリスとの差異は明瞭である。韓国の場合、日本同様の条文構成に加えて、米軍は基地を返還した後もその施設及び区域の記録を保持し、再び使用する権利まで与えられている。

b. 施設及び区域の軍事基地としての使用のされ方

¹⁵例えばイギリスの場合、1952年の「チャーチル-トルーマンコミュニケ」のみが唯一の法的根拠であるとされる。関連部分を要約すると：共通する防衛のための諸合意に基づき米国は英国内の幾つかの基地を使用することができる。両国はこれらの基地の緊急事態時における使用については、その時に支配的になっている（国際的）諸状況を考慮し共同で決定（Joint decision）することを再確認する。（Duke 300）（佐々山要約）オリジナルソース：Public Record Office: FO 371/97592, Document AU 1051712, from Washington to the Foreign Office, Sir Oliver Franks, Telegram No. 77, 9 Jan. 1952 この合意に基づいて、米軍が使用を許された各基地ごとに合意文書が交わされるというのがイギリスの場合の基本構造である。従って、米軍に使用される基地の名称は英軍基地（Royal bases）であって、米軍基地（US bases）ではない。

¹⁶過密な人口密度の日本における用地取得や新基地設立に伴う膨大な財政的負担、日米合意が前提という諸要件を勘案すれば「全土基地方式」という表現はやや誇張されている側面もあるが、英国等とは大きく異なる日本の特徴と現実を的確に表現してると言えよう。

[受入国内基地を使用するの派遣国による軍事作戦行動] に対する受入国の事前合意を含む諸権利の問題はアメリカとの安全保障同盟における基幹部分であるが、類型細分化作業での条文比較の対象としてはこれを除外し以下の5項目について比較する。理由は合意内容が政治的、安全保障上の理由から秘密にされていたり、一方で成文化されている地位協定もあつたりとバラツキが大きく地位協定正文を横並びで比較することが困難であるからである。¹⁷

(1) 基地として使用されている施設及び区域内における受入国の管理・運営権の行使レベル

NATO 地位協定は「受入国の法を制限するような特別な合意がない限り、ビル、土地、施設、サービスに関する占有または使用から生ずる派遣国の義務と権利は受入国の法に基づいて定められる」と規定されている。しかし、現実には NATO 加盟国間でも差異が指摘できる。イタリア、スペイン、トルコでは基地の指揮権は合同であり、指揮官は二人である。米側が排他的に利用している部分についてはアメリカ人指揮官がその責にあたり、受入国指揮官はどちらかという地元とのコミュニケーション等が主要な仕事であるなど、分業されており、かつ合同 (Joint) という意味もやや名目的であつたりするが、受入国側指揮官が基地の管理・運営の指揮について法的「権利」を保有することの意味は極めて重要である。¹⁸ しかし、例えば日本の場合、受入国の権利についての条文はなく、派遣国の権利のみが「合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」と明記されている。また、フィリッピンにおいては「米軍は合意された場所では全ての権利と権能を行使することを保証される」とある。

(2) 施設及び区域を基地として使用するに当たって生ずる許認可と免許

基地内居住者のいわば市民生活的部分についての受入国の権利、権限に関する取り決めである。即ち基地内で基地外の受入国コミュニティーと同様の基

¹⁷例えば米軍の核兵器の持ち込みや配備についてアメリカの基本原則は「確認も否定もしない」ことであり、その配備と使用の際の決定メカニズムは条文としての横並び比較が難しい。さらに、「合意」や「協議」という言葉の定義、解釈等も受入国、派遣国双方が認める普遍的基準はない。

¹⁸例えばイタリアではイタリア人指揮官は予め合意された機密場所以外は基地内のどこでも自由にアクセスすることが可能であり、何らかの非軍事的調査や査察を行う場合、受入国側指揮官に大きな権限を付与することは間違いない。

準で規制や監督がなされるのかという問題である。¹⁹ 例えばドイツでは「施設の利用に関してドイツ法が適用される場合は、受入国は駐留軍に対してしかるべき行政上、法律上の手続きを執行する．．．派遣国軍当局は法実効性のある決定によりなされた条件や要求事項に服従して行動しなければならない」とされる。一方で日本や韓国の場合は地位協定正文内にそのような条文は存在しない。

(3) 作戦演習や訓練に対する制限

派遣国軍の作戦演習や訓練に対する受入国の制限力行使のレベルである。演習場のみならず、航空機による訓練は受入国領空の広い範囲を使用して行われることになるため、受入国の航空関連国内法との整合性も問われることになるし、騒音問題への対応も必要である。訓練の必要性は双方で共有されているとはいえ、派遣国はより制限の少ない軍事訓練環境を求めるであろうし、受入国は領空の管理や市民生活の保護により関心が向くことになる。NATO加盟国はギリシャを除き（二か国合意の中に相当する条文がない）コントロール力が強く、日本、韓国、フィリッピンはその力が弱い。例えばドイツの場合、主要訓練区域の特定は受入国当局の事前合意の対象であり基地上空の空域管理は受入国当局と共同でおこなうと明記されているのに対し、日本の場合は正文中に関連条項がない。

(4) 施設及び区域内・外の警察権

裁判権競合的両立のタイプ III 地位協定下では基地内と言えど治外法権の場ではないので、受入国はより強い警察権を求めるし、派遣国は自らの警察権により基地内を管理したいと望む。NATO 地位協定では双方の権利を勘案して、基地内においては派遣国が警察権を行使することを認め、基地外での派遣国軍事警察の活動は受入国当局との取り決めによってのみ可能であるとの基本原則が規定されている。他の地位協定は概ねこの原則に則った条文となっているが、各国間で差異が存在する。例えばドイツでは基地内といえど、

¹⁹例えば派遣国指揮官が増大するゴミや廃棄物に対応するために焼却炉建設を基地内で行おうとした場合その許可、建設基準、運用規制等はどうなるのか？仮に焼却に伴う排ガスに対する規制値が受入国と派遣国で異なっていたらどのように解決するのか？実に多岐かつ膨大な項目についての行政的合意が必要であることは言うまでもない。

ドイツの公共秩序や安全保障が危機にさらされた場合はドイツが警察権を行使する権能を有するとされている。イタリアではイタリア人指揮官は事前に合意された機密場所以外は基地内のどこでも自由にアクセスできるし、すべての秩序維持のための指令や方策はイタリアの主権を侵害することなくイタリアの法律に準拠して実施されなければならないとされる。しかし、日本や韓国の場合は、派遣国の警察権に関しては NATO 地位協定と同様の原則確認条文はあるが受入国の警察権行使に関しては正文中に条文がなく、受入国当局が被疑者を基地内で逮捕したい場合は派遣国軍当局の同意が必要である。また日本当局は米軍財産に対する「搜索、差し押え又は検証を行う権利を行使しない」と大きな制限が課されている。²⁰

基地外についても派遣国の警察権行使が可能な範疇や地理的範囲に NATO 加盟国と日韓では大きな差異が認められる。日本の場合は同様の原則を謳いながらも、「合衆国の軍当局は、施設及び区域の近傍において当該施設又は当該区域の安全に対する罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続きに従って逮捕することができる。」²¹とされている。韓国の場合は警察権行使の範囲がさらに広げられ、米軍事警察は軍隊構成員の安全を確保するためにその権力を基地外でも行使できるとされている。以上、NATO 加盟国間の差異は小さいが、日韓と NATO 加盟国の間には大きな差異が存在するのである。

(5) 施設及び区域の返還

安全保障上大きな影響がないと判断されれば、受入国は可能な限り有利な条件でかつ多くの基地の返還を求めるのは当然であり、その際 (i) 基地として使用されている施設及び区域の有用性、効率的使用に関して実効的かつ定期的な合同検証手続きが詳細に定められているか、(ii) 施設及び区域の返還に際しての残存価値の評価と清算法がどうなっているかが比較の対象となる。

NATO 地位協定にはこの事項に関する条文はなく、加盟各国は二国間合意で

²⁰正文付帯の準正文といえる日米間の「合意された議事録」では「日本国の当局は、通常、合衆国軍隊が使用し、かつ、その権限に基づいて警備している施設若しくは区域内にあるすべての物若しくは財産について、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、搜索、差し押え又は検証を行う権利を行使しない。」と規定されている。従ってこの条項は墜落した米軍機等の検証についての日本側権限を著しく制限しているといえよう。

²¹「合意された議事録」(17条の10a、bに関して)

この事項に対応している。例えばドイツでは明確な手続きが定められており、²²さらにドイツ側にとって施設の返還や交換が非軍事的見地から極めて重要な場合は、派遣国はそうした要求に対して好意的考慮を払うと明記されている。日本の場合は具体的かつ定期的検証を定めた条文がなく派遣国側の基本原則を定めるに止まっている。²³さらに、一時的に米軍に基地として使用されていない施設及び区域の臨時使用においても「合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合」のみ可能なのである。韓国の場合は基地返還について双方が毎年定期的に検証することになっているが、返還の最終的決定は合同委員会で双方が合意された場合とされる。しかも先述のようにアメリカは潜在的再使用权を放棄していない。

次に返還時の清算方式には二つの側面がある。一つは返還された旧米軍施設の残存価値であり、他は土壌等も含めた全区域の原状回復作業である。例えばドイツの場合は残存価値を双方で評価し、合意された額を受入国が支払う。しかし同時に派遣国は（環境問題等も考慮した）原状回復について責任を負う。これと対照的に日韓の場合は派遣国は現状のまま無償で施設及び区域を返還し、提供された時の原状に回復する（又はその回復費用を受入国に補償する）義務を負わないし、残存価値清算も行わない。不動産取引の世界的標準原則である相互に補償と原状回復義務を負うシステムの方が単純現状返還システムより受入国に有利であることは否めないであろう。²⁴

²²米軍当局と軍属当局はドイツ当局の求めにより、通常行われている検証に加えて、（検証が求められた）「個々のケースについても検証を行わなければならない．．．もしそれらの施設が部分的にでもあれば必要となくなった場合は遅滞なく返還されなければならない」とされる。

²³「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する」「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する」

²⁴もし派遣国が最新設備の構造物を無償で受入国に譲渡すれば、有償譲渡より受入国に有利ではないかという疑問がわく。しかし、これも現実の経験則としてほとんどあり得ない状態と言えよう。そもそも施設及び区域を返還するという事実はそれらがもはや軍事的に必要とされなくなったという戦略的判断に基づくものであり、そうした施設に派遣国が近過去に継続的に大きな投資をしてきたとは考えにくいし、移動可能な最新設備・機器類は他の代替施設か本国に移転されているだろう。即ち一般的に施設及び区域の返還時の残存価値は大きなものではないことが想定されるのである。

3. 戦時状況下における地位協定の適用

ここで言う戦時状況とは、安全保障条約等の条文が実際に適用されるような敵対行為状態が発生した状況と定義する。外国駐留軍と受入国（及びその地域コミュニティ）との関係はそのほとんどが平時に発生するため、地位協定の戦時における取り決め部分は短く一般の関心は低い。しかしこの項目は派遣国、受入国双方の立ち位置、あるいは本質的關係を顕現するものであり、かつ地位協定の根源的な存在理由とも言える部分なのである。有事においては、派遣国アメリカの軍事力が非対称的に巨大であるという与件があるため、受入国との役割分業はある程度決まっていると言ってよく、米軍は軍事力行使の中心的役割を担い軍事活動の最大限の自由度を追求する。例えば、軍人や軍属への受入国の裁判権行使や煩雑な出入国管理は効率的軍事活動の障害となるとして、受入国の諸権限の一時停止、縮小、自制等を要求することになる。一方で受入国には独自の安全保障方針があるだけでなく、自国市民生活の安全保持についても派遣国以上に神経質にならざるを得ない。従って戦時状況下において派遣国の一方的な軍事行動優先主義に対して受入国がどの程度自国の諸権利を行使できるかは受入国から見た地位協定比較の大きな指標となるのである。

NATO 地位協定は軍事行動によって引き起こされた損害に対する補償分野で幾つかの例外を設けてはいるが、戦時状況下においても効力が継続すると規定されている。また、いずれの加盟国も 60 日前の予告をもっていかなる条文の効力も一時停止する権利が保証されていて、そのような前提下で関係各国は再検討が必要な項目、とりわけ出入国管理や裁判管轄に係る条文について直ちに再検討に入ることが定められている。即ち、NATO 地位協定は戦時状況下の基本原則とそれへの対応手続きを明記し、同盟各国の主権に基づく諸判断も同時に認めているのである。さらにスペインの二国間協定では軍事行動分野にまで受入国の同意条項が付いている。²⁵

日本の場合には地位協定全文の効力の継続につての条文はなく、裁判管轄に関しては NATO 同様 60 日前に予告を与えることによって、「この条（17 条）のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。」とされ、一時停止権利を行使できる範囲が狭められている。韓国の場合も総合的条項がないのは日本と同様であるが、刑事裁判権に関しては「刑事裁判権に関する合意事項は直ちに停止され、（米）軍当局はその軍人、軍属

²⁵ 「米軍基地を使用する時期と使用の方法は、双方が本来固有に有する直接的かつ即座に対応可能な自衛権を損なわない形で双方が合意することで決定される。」（佐々山訳）となっている。

およびそれらの家族に対する専属的司法権（Exclusive Jurisdiction）を行使する権利を有する」とほぼ治外法権に相当する権利が派遣国に認められている。

C. タイプ III 地位協定の 3 類型化（A、B、C）とアメリカからの援助の有無

以上、裁判権の競合的両立を前提とするタイプ III においても、最重要な三つのクライテリアから評価を試みるとそこには大きな差異が存在しており、次にあげる三分類が妥当な細分化であると考えられる。

タイプ III-A：NATO 地位協定加盟国とオーストラリア

裁判権の競合的両立の原則が貫徹しており、軍事関連事項においても相互主義原則が認められる。

1. 裁判管轄

- a. 総じて平等性が認められる。
- b. 地位協定によって保護される対象が限定されている。
- c. 受入国の司法手続き、裁判システム、拘禁施設等に対する派遣国の一定の信頼が認められる。

2. 派遣国による施設及び区域の軍事施設としての使用

- a. 名目的な場合もあるが受入国の主権行使に配慮が払われている。
- b. 派遣国の自由裁量的軍事活動、演習、訓練に対する受入国の諸権限が認められる。

3. 戦時における地位協定の適用

- a. 損害賠償を除き地位協定は有効であり、その間の新協定合意に向けた手続きも明確。
- b. 全条文につき受入国の効力停止権が保証されている。

タイプ III-B：日本、フィリッピン

裁判権の競合的両立の原則は比較的遵守されているが、派遣国の軍事活動全般について受入国の諸権限、法的拘束力が弱い。基地およびその周辺地区における派遣国の権限が大きい。

1. 裁判管轄

- a. 総じて平等性が認められるが、幾つかの項目でタイプ III A に比して派遣国に有利な条項がある。
- b. 地位協定によって保護される対象がタイプ III A に比して広い。
- c. 受入国の司法手続き、裁判システム、拘禁施設等に対する派遣国の信頼度がやや低い。

2. 派遣国による施設及び区域の軍事施設としての使用

- a. 派遣国の基地内とその周辺における権限が強い。また、受入国の基地内における警察権も制限されている。
- b. 派遣国の軍事活動、演習、訓練についての自由裁量度が大きい。

3. 戦時における地位協定の適用

- a. NATO 地位協定のような総合的条文がなく、一部の項目（刑事裁判権等）につき新協定合意に向けた手続きが定められている。
- b. 全条文につき受入国の効力停止権が保証されておらず、安全保障条約に基づく制約事項が優先。

タイプ III-C: 韓国

裁判権の競合的両立という原則下ではあっても互惠性を欠き、派遣国に有利であり、地位協定で保護される対象も広い。派遣国の軍事活動全般について受入国の諸権限、法的拘束力が極めて弱い。基地外についても派遣国軍人を保護する警察権が派遣国に認められている。戦時下においては派遣国が専属的刑事裁判権を行使できることが予め定められている。

1. 裁判管轄

- a. 総じて派遣国に有利である。
- b. 地位協定によって保護される対象が最も広い。
- c. 受入国の司法手続き、裁判システム、拘禁施設等に対して、派遣国は信頼度は低く懸念を持つ。

2. 派遣国による施設及び区域の軍事施設としての使用

- a. 派遣国の基地内とその周辺における権限が最も強く、基地外についても派

遣国軍人を保護する警察権を保有する。派遣国は基地返還後も潜在的基地回復権を保持する。

b. 派遣国の軍事活動、演習、訓練についての自由裁量度がタイプ III B より大きい。

3. 戦時における地位協定の適用

a. NATO 地位協定のような総合的条文がなく、刑事裁判権については戦時状況発生と同時に派遣国の専属的権利となることが明記。

b. 全条文につき受入国の効力停止権が保証されておらず、安全保障条約に基づく制約事項が優先。

派遣国アメリカからの援助の有無

最後に地位協定を安全保障条約等も含めた総合システムと考えるとき、アメリカによる援助の有無も各地位協定の性格を規定する重要な指標となる。援助には資金的なものだけでなく、軍事的なもの（軍事技術移植、軍事装備の提供、軍事教育や訓練等）も含まれ、総合的な安全保障体制確立の一環として交渉が進められるか、地位協定そのものの重要な一部として交渉が進められることが多い。後者の例としてはフィリッピン、トルコ、ギリシャ、スペインが挙げられる。従って、地位協定の類型化にはアメリカからの援助の有無を除外することは不可能である。そこでカテゴリー α をアメリカの援助なしのケース、カテゴリー β を地位協定合意の一貫としてアメリカが援助提供をしたケースと規定し類型化のさらなる細分化を図る。ここで問題となるのは、第二次世界大戦以降のアメリカの同盟国の中でアメリカから何等かの援助を受けなかった国は存在しないという事実で、イギリスとても例外ではない。しかしここでは β の定義としてアメリカからの援助が地位協定交渉・合意の過程で不離の一部を構成している場合と定義する。この定義からすればイギリスや日本の場合は α に分類されることになる。²⁶

10 タイプの類型

以上各国地位協定は基本となる判断基準からタイプ I、II、III-A、III-B、III-C の 5 つの基本タイプに分類され、さらに派遣国アメリカからの援助の有 (β)、無 (α) によって細分化されここに 10 のタイプを得ることができる。選択された国々の現行地位協定をまとめた

²⁶例えばイギリスの米英核協力合意 (US-UK Nuclear Cooperation Agreement) は総合的な安全保障体制確立の一環ではあるが地位協定交渉・合意とは切り離されたものであったと考えられる。

ものが表3である。

また、この類型は場所や歴史的時期に関わりなく普遍的に適用することができる。例えば、韓国地位協定の歴史的推移を簡潔に示すなら、タイプ I β → タイプ IIIC β → タイプ IIIC α という経過をたどり、イギリスの場合はタイプ I α → タイプ IIIA α という経過をたどったことになる。²⁷ 選択されたすべての国の地位協定の歴史的推移をまとめたものが表4である。

表3 現行地位協定の類型

タイプ	国	米国の援助	地位協定を構成する主要合意
タイプ I	ジブチ	β (合意時)	2003: Agreement between The USA and The Republic of Djibouti
タイプ II	イラク	β (合意時)	2009-2011: Agreement on the withdrawal and organization of the U.S. forces
タイプ III A	オーストラリア	α	1963 SOFA and 2011 Australian Naval Communication Station Agreement
	ドイツ	α	1971, 1981, and 1993 amendment of the First Supplementary Agreements of 1963 + NATO SOFA
	ギリシャ	β (合意時)	1990: Mutual Defense Cooperation Agreement + NATO SOFA (No fundamental modification from 1983 Agreement)
	イタリア	α	1995: Memorandum of Understanding concerning Use of Installations/infrastructure by the US forces + NATO SOFA
	スペイン	α	1988: Agreement on Defense Cooperation + NATO SOFA
	トルコ	β (合意時)	1980: Agreement for Cooperation on Defense and Economy (DECA) 1987: Extension and Amendment Agreement of 1980 DECA + NATO SOFA
	イギリス	α	1952: Visiting Forces ACT + NATO SOFA 1974-2012: Series of agreements including environment and safety
タイプ III B	日本	α	1960: Agreement regarding facilities and areas and the status of the US forces 1995: Joint Committee Agreement regarding the transfer of custody prior to the indictment of the accused
	フィリピン	β (合意時)	1999: Reentry of US Forces and Visiting Forces Agreement 2014: Enhanced Defense Cooperation Agreement
タイプ III C	韓国	α (改定時)	1966: Agreement regarding facilities and areas and the status of the US forces 1991 and 2001: Amendment of 1966 SOFA

²⁷しかしここで注意しなければならないことは、この類型は各地位協定の基本的性格を端的に明示するが、同一タイプの中でもその内実は多様であり各タイプの境界線は整数的に明確ではないということである。例えば日本の場合、タイプ III-B α に分類できるが、新原昭治氏らによって明らかにされた秘密合意によれば日本側は 1952 年の旧地位協定と同様の特権を米軍基地に与えることが了解されており、その実態は基地内治外法権に近いタイプ II に極めて近いと言える。(Niihara Appendix II) しかし一方で、刑事司法手続きにおいては米側は被疑者の日本当局への起訴前引き渡しに「好意的考慮」を払うなど NATO 地位協定（起訴後の引き渡しが原則）より受入国有利な譲歩を引き出している。

（脚注 40 参照）また、NATO 加盟国はタイプ IIIA に分類されるとはいえ、NATO 地位協定を補足する二国間協定その内容は多様である。

表 4 各国地位協定の歴史的推移

国名	最初の地位協定	最初の改正もしくは補足協定	その後の改正 (2013に至るまで)
オーストラリア	1963: SOFA and US Naval Communication Station Agreement > タイプ III B-α	1968 - 1992: Series of amendments of US Naval Communication Station Agreement	1963 SOFA and 2011 Australian Naval Communication Station Agreement > タイプ III A-α
ジブチ	2003: SOFA > タイプ I-β	No amendment	
ドイツ	1954: Bonn Convention > タイプ I に類似する占領体制下地位協定	1963: First Supplementary Agreement (SA) and Accession to NATO SOFA > タイプ III B-α	1971, 1981, and 1993 amendment of the First SA of 1963 > タイプ III A-α
ギリシャ	1952: Entry into NATO SOFA 1953: US use of defense facilities agreement 1956: US Forces Status agreement > タイプ II-β に近い	1983: Defense and Economic Cooperation Agreement > タイプ III A-β	1990: Mutual Defense Cooperation Agreement (No fundamental transition from 1983 Agreement) > タイプ III A-β
イラク	2003: Occupation status by Coalition Forces	2009-2011 :Agreement on the withdrawal and organization of USAF > タイプ II-β	
イタリア	1954: Agreement Regarding Bilateral Infrastructure in Implementation of North Atlantic Treaty (BIA) (協定細目非公開) > タイプ III-α		1995: Memorandum of Understanding concerning Use of Installations/infrastructure by the USAF > タイプ III A-α
日本	1952: Administrative Agreement > タイプ I-α 1953: Amendment of Art. 17 in accordance with NATO SOFA > タイプ III B-α	1960: Agreement regarding facilities and areas and the status of the USAF > タイプ III B-α No formal amendment except series of minor agreements in administrative level	1995: Joint Committee Agreement regarding the transfer of custody prior to the indictment of the accused 2015: Supplementary Agreement regarding environmental stewardship
韓国	1950: Agreement regarding the status and jurisdiction of the USAF (So-called) Daejeon Agreement > タイプ I-β	1966: Agreement regarding facilities and areas and the status of the USAF (entered into force in 1967) > タイプ III C-β	1991 and 2001: Detailed but Minor Amendment of 1966 Agreement > タイプ III C-α
フィリピン	1947: Military Base Agreement (MBA) > タイプ II-β (実体はタイプ Iに近い)	Series of amendment of 1947 MBA: 1965, 66, 79, and 83 > タイプ III B-β 1991: Expulsion of the U.S. bases and the termination of MBA	1999: Reentry of US Forces and Visiting Forces Agreement 2014: Enhanced Defense Cooperation Agreement > タイプ III B-β
スペイン	1953: So-called 'Pact of Madrid' (Bilateral, and some part are classified) > タイプ II-β	1963-76: Extension and series of minor modification 1982: Agreement on Friendship, Defense and Cooperation > タイプ III B-β	1983: Entry into NATO (National Referendum 1986) 1988: Agreement on Defense Cooperation 2002 Amendment > タイプ III A-α
トルコ	1952: Entry into NATO SOFA 1954: Agreement to implementation of NATO SOFA Agreement regarding the US military facilities (classified) > タイプ II-β に近い	1968: Agreement concerning duty certificate in implementation of NATO SOFA 1969: Previous agreements were consolidated in Defense Cooperation Agreement (DCA) > タイプ III A-β 1975: Denouncement of 1969 DCA	1980: Agreement for Cooperation on Defense and Economy (DECA) 1987: Extension and Amendment Agreement of 1980 DECA > タイプ III A-β
イギリス	1942: Visiting Forces Act > タイプ I-α	1952: Visiting Forces ACT and Churchill-Truman Communiqué > タイプ III A-α	1974-2012: Series of agreements relating to environment and safety > タイプ III A-α

D. 再検証: より広範な 24 項目の比較からタイプ III 地位協定を総合評価 [表 5]

次に、タイプ III に属する全ての地位協定を 24 の比較項目²⁸ごとに採点を行い、その合計によって等級化を試み総合的比較表を作成した。その目的は重要 3 項目の比較から導き出された A、B、C の基本分類が果たして普遍妥当性を持つのか広範かつ総合的なクライテ

²⁸ 24 項目は比較考察した重要 3 項目も含む。各項目の内容は表 5 を参照

リアからの確認的再検証を行うことである。さらに、各国地位協定のおおよその位置を数値で可視化できれば、歴史的経過とその結果を比較考察する際極めて有用である。採点は受入国から見た有利度を数値化することで行い、「順位尺度」を「間隔尺度」として扱うことの統計学的問題点は統計学的検証作業を行うことで克服した。²⁹ 各項目の採点は受入国から見た有利度で行い、次の4段階採点で行った。³⁰

[グレード1] 4点：総じて平等であるが、受入国の権利がより強く守られている。

[グレード2] 3点：相互主義の原則に基づき総じて平等であると評価できる。

[グレード3] 2点：総じて平等ではあるが、派遣国の権利がより強く守られている。

[グレード4] 1点：派遣国の権利が受入国の権利より強く、平等とは評価できない。

こうして得られた結果がタイプIII地位協定総合比較表（表5）である。重要分野の比較考察から得られた地位協定の基本類型（表3）を対比するなら、総合点の順位は基本類型に見事に一致することが分かる。NATO加盟国とオーストラリア [タイプIII-Aに分類] の点数分布は62.3～75.2、日本とフィリピン [タイプIII-Bに分類] はそれぞれ52.5と53.8、韓国 [タイプIII-Cに分類] は45.2である。このことから、タイプI、タイプII、タイプIII-A、B、Cにアメリカからの援助の有無（ α 、 β ）を加えた10類型は、広範な判断項目から評価された総合比較からも検証されたと結論してよいであろう。

また、協定を構成する主要項目間に所謂“互換的關係”があるかという点についても検討した。ここでいう互換的とはある受入国がある項目Xで大きな妥協をした場合、別の項目Yでその妥協を埋め合わせるだけの譲歩を派遣国から引き出しているかという意味である。受入国が何を重視するかは差異があり、このような互換的なやり取りは外交交渉では常識である。もしこのような互換的傾向を観察することができれば、「派遣国の軍事活動制限重視型」とか「司法権重視型」といった一種の“片寄り傾向”を考慮した類型化も可能となる。しかし若干の片寄り傾向は観察できたが、主要条項に反比例関係にあるような互換性は確認で

²⁹採点の1、2、3、4は順位付けをした「順位数値」である。これを「量的数値」（例えば4を1の4倍として扱う）として扱うことに対する数学的、統計学的問題点に対する解決法は多数の理論や方式が提案されている。深刻な問題点はないとしてそのまま量的数値として用いてよいとする意見もある。例えば学校の成績評価などに用いられるGPA（Grade Point Average）算出ではA、B、Cといった順位数値をそのまま整数化（4、3、2のように）して加減算を行うことが一般的に行われている。しかし、ここではスピアマンの順位相関係数テスト（Spearman's rank correlation coefficient test）とケンドールの順位相関係数テスト（Kendall's rank correlation coefficient test）を使用して統計学的に矛盾がないかを検証した。（SPSSソフトウェアを使用）結果はいずれも強い正相関を示し、総合比較表に示された数値に統計学的な矛盾がないことが証明された。

³⁰項目によっては幾つかのサブ項目から構成されているものがあり、その場合は各サブ項目点数の合計をサブ項目の数で除したものを採点とした。

きず、むしろある受入国が司法権分野で大きな妥協をした場合は、別項目である駐留軍の軍事活動分野でも大きな妥協を強いられているという直線的正比例の関係が一般的であった。

表5 タイプIII 地位協定総合比較表

比較検討の対象項目		ドイツ	イタリア	スペイン	オーストラリア	ギリシャ	イギリス	トルコ	フィリピン	日本	韓国
1	安全保障同盟の有無										
2	安全保障同盟の構造（米軍の軍事的義務も含む）										
3	受入国の法令尊重	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
4	外国軍構成員、軍属、家族の出入国に対する特権的待遇	3.4	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.8	2.8	2.8
5	運転免許証及び車両	4.0	2.7	2.3	2.7	2.3	3.0	2.3	2.3	2.7	2.3
6	武器の携帯と軍服の着用	3.0	2.0	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
7	警察権を行う権利と基地及び情報の保護	3.0	3.3	3.3	2.7	2.7	3.0	2.7	2.7	2.3	1.7
8	裁判管轄（1）地位協定によって保護される対象	3.0	3.0	2.0	2.0	2.0	3.0	1.0	3.0	2.0	1.0
9	裁判管轄（2）優先裁判権の決定	3.0	2.7	2.3	2.7	2.3	2.7	3.3	2.0	1.3	1.0
10	裁判管轄（3）被疑者の権利の差異（逮捕、拘束、裁判等における）	3.0	2.8	2.5	2.8	2.5	2.8	2.8	1.3	3.0	1.5
11	民事・行政司法権	3.5	2.8	3.0	3.0	2.7	2.8	2.5	1.7	1.8	2.0
12	民事請求権	3.3	3.0	3.0	3.3	3.0	3.0	2.8	1.0	3.0	2.8
13	軍事補給援助	3.0	2.7	2.3	2.7	2.7	2.7	2.7	1.3	2.3	2.0
14	基地として使用される施設及び区域への諸権利と義務	3.0	3.4	3.6	3.4	3.2	2.2	3.8	2.2	1.8	1.6
15	施設及び区域の返還	3.0	2.5	2.0	3.0	2.5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
16	軍事訓練と演習	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.0	1.0	1.0
17	経費の分担	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.0	1.0
18	課税、関税の免除	3.0	3.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	1.5	2.5	2.5
19	外国為替管理	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0
20	戦時状況下における地位協定の適用	3.0	3.0	4.0	2.0	4.0	3.0	3.0	2.0	2.0	1.0
21	問題の解決手続きと協議機関の特性	4.0	3.0	4.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
22	改正	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	3.0	4.0	2.0	3.0	3.0
23	批准と正式受諾	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0
24	終了	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0
25	適用される地域	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	3.0
26	正文の定義	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0
合計点		75.2	69.9	69.8	68.8	68.4	68.2	67.9	53.8	52.5	45.2
平均（合計点÷24項目）		3.13	2.91	2.91	2.87	2.85	2.84	2.83	2.24	2.19	1.88

IV. 多様な地位協定を作った要因

次にかくも多様な地位協定を形成した要因を究明する。地位協定が各受入国によって差異が生じたのは、国際関係、国内政治、法体系や社会的慣習などの違い等の複数の要因による結果であるという大前提から出発する。方法・手順としては国際関係諸理論や比較政治からの先行研究に依って仮説を立て、ケーススタディによる立証を試みる。立証は原則として

要因を独立変数と見なして、その論証を数組のペアを比較考察することで行う。従属変数は地位協定合意・改変に至る歴史的過程であり、最終的には地位協定の条文そのものである。³¹ ケーススタディの陥りやすい欠陥であるケース選択の偏向、ケース選択の非独立性、³² 少数ケースの分析から得られた結論の単純普遍化等、を防ぐため妥当なケース選択すると同時に、可能な限り全ケースの総合的傾向を追跡して二重の検証作業を行う。

仮説 I-A (1) 力関係の不均衡度合と(2) 交渉方式の違い

派遣国（アメリカ）の総合国力が受入国のそれに比して強大であるほど地位協定は派遣国にとってより有利なものとなる。また多国間集団安全保障体制は力関係の不均衡度合を変化させ、（二国間交渉方式より）互恵的交渉プロセスを創出すると共に受入国により強い交渉力を与える。

(1) 力関係の不均衡度合

総合的傾向を探るために行った 1960 年の各受入国の GDP 規模（ジブチ、イラクは 2004 年）と地位協定タイプとの相関度テスト（表 6）はこの仮説の前半部分の主張を裏付けるもので、受入国の GDP 規模は地位協定の形態と強い相関関係を示した。またアメリカの援助の有無も GDP 規模と極めて強い相関性を示した。即ち、GDP 規模の小さい国々は地位協定交渉の一環としてアメリカの援助を求めることが常態であり、援助と引き換えに協定の主要な分野で大きな妥協をする傾向が強い。

3 組の比較考察：[イギリス－ギリシャ]、[日本－韓国]、[イラク－ジブチ] においても経済力を含む物質的国力のより強大な受入国はそれより弱小な受入国より、例外なく有利な地位協定を締結していることが分かった。（表 7～9³³参照。なお表中の CINC:

³¹例えば、国際関係における総合国力の強弱を要因（独立変数）と仮定した場合はそれが地位協定の交渉や結果として締結された条文内容（従属変数）にどのような影響を及ぼしたかを比較考察することで仮説（要因）の正当性の検証を進めていく。

³²独立性が希薄であると、他の要因の影響を完全に排除しきれていないケース選択をし、観察された結果が所定の要因によるものであると誤断する危険性が生ずる。

³³

[情報の出典] (計算と構成は佐々山による)

GDP and Population: Data from database: World Development Indicators, Last Updated 09/24/2014

CINC: Singer, J. David, Stuart Bremer, and John Stuckey. (1972).

Composite Indicator of National Capability は軍事力から見た一国の総合国力を表す指標で
世界合計を 1 とした場合、その国がどれだけの比率を占めるかを表示する)

"Capability Distribution, Uncertainty, and Major Power War, 1820-1965." in Bruce Russett (ed)
Peace, War, and Numbers, Beverly Hills: Sage, 19-48.

Cited from Correlates of War (COW) project homepage: <http://correlatesofwar.org/>

US aid: Foreign Aid Explorer: The official record of U.S. foreign aid, Cited from US Agency for
International Development. Figures are Constant of 2015 <https://www.usaid.gov/results-and-data/data-resources>

The amount obligated by the agreement is chosen.

表6 1960年の各国GDPと（米国援助も含めた）地位協定タイプの相関

国名	GDP 1960 millions in current US \$	最初の地位協定	第一回改正もしくは補足的合意
イギリス	72,328	1952: Visiting Forces ACT and Churchill Truman Communiqué > Type III-A-α	1974-2012: Series of agreements relating to environment and safety > Type III A-α
ドイツ（西ドイツ）	68,472	1963: Original Supplementary Agreement (SA) and Accession to NATO SOFA > Type III-B-α	1971, 1981, and 1993 amendment of the original SA of 1963 > Type III A-α
日本	44,307	1952: Administrative Agreement > Type I-α > Type III- B-α (1953)	1960: Agreement regarding facilities and areas and the status of the USAF > Type III B-α
イタリア	40,385	1954: Agreement Regarding Bilateral Infrastructure in Implementation of North Atlantic Treaty (BIA) (Classified) Type III-α	1995: Memorandum of Understanding concerning Use of Installations/infrastructure by the USAF > Type III A-α
オーストラリア	18,609	1963: SOFA and US Naval Communication Station Agreement > Type III B-α	1968 - 1992: Series of amendments 2011 Australian Naval Communication Station Agreement > Type III A-α
トルコ	13,995	1952: Entry into NATO SOFA 1954: Agreement for implementation of NATO SOFA Agreement regarding the US military facilities (classified) > Type II-β	1968: Agreement concerning duty certificate in implementation of NATO SOFA 1980: Agreement for Cooperation on Defense and Economy > Type III A-β
スペイン	12,072	1953: So-called 'Pact of Madrid' (Bilateral, and some part are classified) > Type II-β	1963-76: Extension and series of minor modification 1982: Agreement on Friendship, Defense and Cooperation 1983: Entry into NATO 1988: Agreement on Defense Cooperation > Type III A-β
フィリッピン	6,684	1947: Military Base Agreement (MBA) > Type II-β (actually very close to Type I) Series of amendment of 1947: 1965, 66, 79, and 83 > Type III B-β	1999: Reentry of US Forces and Visiting Forces Agreement 2014: Enhanced Defense Cooperation Agreement > Type III B-β
ギリシャ	4,447	1952: Entry into NATO SOFA 1953: US use of defense facilities agreement 1956: US Forces Status agreement > Type II-β	1983: Defense and Economic Cooperation Agreement 1990: Mutual Defense Cooperation Agreement (No fundamental transition from 1983 Agreement) > Type III A-β
韓国	3,891	1950: Agreement regarding the status and jurisdiction of the USAF (So-called) Taejon Agreement > Type I-β	1966: Agreement regarding facilities and areas and the status of the USAF (entered into force in 1967) > Type III C-β 1991 and 2001: Detailed but Minor Amendment of 1966 Agreement > Type III C-α
イラク [2004]	36,628	2009-2011 :Agreement on the withdrawal and organization of USAF > Type II-β	
ジブチ [2004]	666	2003: SOFA > Type I-β	

Source for DGP: World DataBank (databank.worldbank.org/data/home.aspx) except West Germany data

Source for Former West Germany: U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics (research.stlouisfed.org.)

表7 イギリスーギリシャのハードパワー比較と締結された地位協定

1960年の比較（％表示以外は100万単位、1960年GDPは2014年USドル価値に換算）							締結された 地位協定
	GDP	人口	CINC	米援助 (US \$)	米援助 (US \$)	米援助計 がGDPに占 める比率	
	1960年	(million)	(% in world total)	経済	軍事		
イギリス	72,328	52.40	0.042334	0	459.65	0.64%	Type III-A-α
ギリシャ	4,447	8.33	0.002641	411.214	800.225	18.00%	Type II-β

表 8 日本－韓国のハードパワー比較と締結された地位協定

1960年の比較（％表示以外は100万単位、1960年GDPは2014年USドル価値に換算）							
	GDP	人口	CINC	米援助 (US \$)	米援助 (US \$)	米援助計 がGDPに占 める比率	締結された 地位協定
	1960年	(million)	(% in world total)	経済	軍事		
日本	44,307	92.50	0.036335	46.98	826.81	1.97%	Type I α → Type III B-α
韓国	3,891	25.01	0.00934	1,317.23	1,911.39	82.98%	Type I β

表 9 イラクージブチのハードパワー比較と締結された地位協定

	GDP	人口	CINC	米援助 (US \$)	米援助 (US \$)	米援助計 がGDPに占 める比率	締結された 地位協定
		(million)	(% in world total)	経済	軍事		
イラク 2008	131,612	29.43	0.0052218	3,387.21	4,691.22	6.14%	Type II-β
ジブチ 2003	622	0.76	0.000138	4.76	16.66	3.44%	Type I-β
ジブチ 2008	999	0.81	0.00015	10.56	2.52	4.25%	

物質的国力と共に総合国力のもう一つの柱でもあるソフトパワー（あるいは政府の総合能力）も交渉過程に重要な影響を与えることも歴史過程の比較考察から解明された。例えば 1952 年日米行政協定は治外法権に近いタイプ I の地位協定であったが、日本の交渉官は NATO 地位協定交渉の進展を熟知しており、その発効と同時に裁判管轄等を NATO 並みに改訂するとの条文を入れることに成功している。敗戦国であっても外務省等の関連政府機関が一定の情報収集能力と対応する外交交渉能力を保持していたことを示している。また、NATO 地位協定交渉の主催国であったイギリスのソフトパワーがアメリカの介入で内戦をやっと生き抜いたギリシャとは比較にならなかったことは言うまでもない。

(2) 交渉方式の違い

仮説の後半部分である「多国間交渉は二国間交渉より弱者側に有利に働く」という理論はアカデミズム(Cha; Weber 5-8)のみならず外交現場でも広く支持されているものであるが、地位協定交渉においてもそれが当てはまることが NATO 同盟国間と他の二国間の地位協定交渉過程の比較研究から再確認することができた。そもそも NATO 地位協定とほぼ同時期といえる 1950 年代に締結された二国間地位協定は全てがタイプ I か II で受入国に極めて不利である。さらに、その後の二国間地位協定はすべて“NATO 並み”を目指し、条文の多くは NATO 地位協定の字句を踏襲するものが多いが細部を検証すると“NATO 並み”を達成できた受入国はないのである。また NATO 地位協定加盟国であってもそれを補足する二国間協定には大きな差異が認められ、派遣国アメリカは二国間交渉においては、多国間交渉より強い交渉力を発揮できたということが明らかとなった。また、イラク地位協定のように国連のような国際機関が交渉に介入した場合は、多くの国が合意プロセスに参加するため多国間

交渉と同様に強大国の交渉力を弱める効果があることも確認できた。

仮説 I-B (3) 脅威認識の差異

派遣国アメリカが評価・認識する「受入国の軍事的、地政学的重要度のレベル」と受入国が評価・認識する「米軍駐留の必要度のレベル」のバランスが地位協定の形態に影響を与える。

如何なる国も地政学的かつ歴史的に形成された独自の脅威認識を持ち、それは安全保障同盟のフレームワークと地位協定の形態を規定する。アメリカの同盟国に世界規模で脅威認識の大変動をもたらした冷戦終結が各国地位協定がどのような影響を与えたのかを観察したところ、地域や国によってその結果に差はあるものの全ての国において地位協定が受入国に有利に改正されていることが確認できた。特に西ヨーロッパ諸国においてその傾向は顕著であり駐留米軍の撤退も急激である。³⁴ ソ連による軍事的脅威の著しい低下が明らかな主要因として考えられる。

続く2組の比較考察：NATO 加盟国[ドイツ・スペイン]と東アジア[韓国・フィリピン]においては、脅威レベルが低いと認識している受入国（米軍駐留の必要度が低い）の方が脅威が深刻で差し迫っていると認識されている受入国（米軍駐留の必要度が高い）より自国に有利な地位協定を引き出していることが突き止められた。そしてこれは受入国の総合国力に関係なく作用する。アメリカは軍事的、地政学的に重要と判断すれば世界のどこにでも基地の設立を企図することになるが、受入国側の反応は一様ではない。ある受入国が米軍駐留がもたらす安全保障上、経済上の価値が低いと認識すれば、強い基地設立意欲を持つアメリカに対してしたたかな交渉力を発揮することができ、アメリカは大きな譲歩を迫られることになる。例えばスペインやフィリピンでは地位協定の改正に止まらず米軍基地の縮小や撤退まで伴っているのである。そうした受入国は脅威レベルが低いと認識しているだけでなくアメリカとの脅威認識共有部分が少なく、軍事的に見捨てられることに恐怖する度合いが少ないからである。

³⁴冷戦終結後の在欧米軍の人員規模の推移（福田毅 70）

1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
303,100	210,100	183,000	159,600	139,200	127,200	121,600	116,500	111,510	114,000

原出典資料: The International Institute for Strategic Studies, The Military Balance, London: Oxford University Press 人数は米海軍第六艦隊の洋上勤務者も含む。

表 10 冷戦終結後の各国地位協定（タイプ III）の変化

冷戦構造から見た地政学的グループ	国名	冷戦終結以前	傾向	1991年から現在
NATOのコアグループ	ドイツ	1971, 1981 Partial amendments of the First (1963) Supplementary Agreement (SA) > Type III B-α	↑	Support for NATO's new missions 1993: Comprehensive amendment of SA 1995: PfP SOFA > Type III A-α
	イギリス	1952 Visiting Forces Act > Type III B-α	↑	Support for NATO's new missions 1995: PfP SOFA 1996: Armed Forces Act 2011: Safety Trilateral Agreement > Type III A-α
	イタリア	1954: Agreement Regarding Bilateral Infrastructure in Implementation of North Atlantic Treaty (BIA) > (Contents classified) Type III-α	↑	Support for NATO's new missions 1995: Memorandum of Understanding concerning Use of Installations/infrastructure by the USAF 1995: PfP SOFA > Type III A-α
	スペイン	1982: Agreement on Friendship, Defense and Cooperation 1988 Agreement on Defense Cooperation (ADC) > Type III A-β	↑	Support for NATO's new missions 1995 PfP SOFA 2002: Protocol of Amendment to ADC (Comprehensive amendment of 1988 ADC) > Type III A-α
NATOの周辺グループ	トルコ	1987: Amendment of 'Agreement for Cooperation on Defense and Economy of 1980' > Type III A-β	→	Returned to indigenous security concerns rather than actively participating in new NATO missions. Bilateral SOFA with the US became like a base rental agreement.
	ギリシャ	1990: Mutual Defense Cooperation Agreement (No major transformation from Defense and Economic Cooperation Agreement of 1983) > Type III A-β	→	Returned to indigenous security concerns rather than actively participating in new NATO missions. Bilateral SOFA with the US became like a base rental agreement.
東北アジアのコアな前線グループ	日本	1960: Agreement regarding facilities and areas and the status of the USAF > Type III B-α	↗	No amendment of 1960 SOFA. However, a new administrative level agreement was reached in 1995 regarding the early transfer of the custody before indictment. The issues covered by administrative level consultation was widened. > Type III B-α
	韓国	1966: Agreement regarding facilities and areas and the status of the USAF > Type III C-α	↗	1991 and 2001 Amendment of 1966 SOFA (Though accompanied by detailed Understandings and etc. the amendment of main text was minor.) > Type III C-α
太平洋地域の周辺オフショアグループ	フィリピン	1965, 1966, 1979, and 1983 Series of amendments of 1947 Military Base Agreement > Type III B-β	↗	1991: Termination of Military Base Agreement and the expulsion of the U.S. Navy base. 1999 Re-entry of the U.S. forces and Visiting Forces Agreement 2014 Enhanced Defense Cooperation Agreement > Type III B-β
	オーストラリア	1968, 1975, and 1982: Series of amendments of 1963 U.S. Naval Communication Station Agreement > Type III B-α	↗	1992: Agreement relating to the Operation of a Joint Naval Communication Station 2013: Agreement relating to the Operation of Australian Naval Communication Station > Type III A-α

表 11 ドイツ－スペイン比較

	ドイツ		スペイン
	地政学的位置： 最前線で脅威大	>	地政学的位置： 前線から遠く脅威小
脅威認識と米軍基地の重要性	米軍基地の価値:は必要不可欠であり脅威認識の共有部分は大	>	米軍基地の価値は軍事より外交的価値大、脅威認識の共有部分是小
経済力の差	1993 GDP: \$2,007,453 million	>	1993 GDP: \$509,351million
地位協定の推移	1955: The Bonn-Paris Convention		1953: The Pact of Madrid
	1963: The first Supplementary Agreement (SA)	<	1970: The Agreement of Friendship and Cooperation
			1976: Treaty of Friendship and Cooperation
			1982: Agreement on Friendship, Defense and Cooperation
	1998: Revised SA (present SOFA)	=	1988: Agreement on Defense Cooperation

GDP: Data from database: World Development Indicators (Last Updated: 09/24/2014)

表 12 韓国－フィリピン比較

	韓国		フィリピン
	地政学的位置： 最前線で脅威大	>	地政学的位置： 前線から遠くオフショア、脅威小
脅威認識と米軍基地の重要性	米軍基地の価値:は必要不可欠であり脅威認識の共有部分は大	>	米軍基地の価値は軍事より経済的価値大、脅威認識の共有部分是小
経済力の差	1970 GDP: \$ 9,410 million	>	1970 GDP: 6,687 million
	2000 GDP: \$ 561,633 million		2000 GDP: 81,026 million
地位協定の推移	1950: (The first SOFA) Taejon Agreement		1947: Military Base Agreement
	1966: The second SOFA		1965: Amendment of MBA from Type II to Type I
			Series of amendments
		<	1991: Termination of MBA and the closure of the U.S. bases
	2001: Amendment of 1966 SOFA		1998: Visiting Forces Agreement
			2014: Enhanced Defense Cooperation Agreement

GDP: Data from database: World Development Indicators (Last Updated: 09/24/2014)

仮説 II：(4) 国際関係の拘束的規範としての相互主義原則の働き

地位協定交渉は、他の外交交渉と同様に、相互主義原則が規範となる。もし一方の当事者が他の当事者に対して自ら進んで何等かの恩恵を与えるなら、それを受けた側は相応の互恵的対応をしなければならないというプレッシャーを感じることになり、これを前者は自らを利用する梃子として利用することが可能である。即ち、受入国の総合的な貢献が派遣国から見て

非常に重要であると認識されるならば、地位協定は受入国にとってより有利なものに帰結する。

派遣国アメリカの観点からすると、自らが提供する受入国に対する安全保障上の貢献は受入国のアメリカへの貢献に比べてはるかに大であるという揺るぎのない認識があるため、受入国に対してより一層の貢献を要求するという方針は一貫している。1948年のヴァンデナーグ決議以来、マンسفールド構想、ジャクソン・ナン改正案など、議会における数多くの政治攻勢や決議案はアメリカの政治的リーダーがこの不均衡をどのように認識していたかを如実に示している。また受入国との防衛経費負担論争はアイゼンハワー時代に遡るし、国防省の考案した「同盟国の共通防衛に対する貢献の統計一覧」(Statistical Compendium on Allied Contributions to the Common Defense)は“不均衡”是正に対する行政府の関心の高さを物語っている。即ち、アメリカによる受入国の貢献度評価は外交交渉の視点から見るとアメリカの妥協ポイントを決定するものとなるのである。アメリカが受入国の総合的貢献が大であると評価すれば妥協の余地はより大になるし、それが小であると評価すれば妥協の余地はより少なくなり交渉ではより強硬な立場を取ることになる。

この相互主義原則の典型例は韓国の地位協定改正であろう。朴政権がヴェトナム派兵に踏み切ったことにより、頑なに改正拒否の立場を取り続けたアメリカはついに改正に応じたのである。HNS(Host Nation Support 受入国による駐留軍経費負担)を巡る対米交渉史の日独比較考察はこの相互主義原則が派遣国だけでなく受入国政府や与党リーダーの外交姿勢にも大きな作用を及ぼしてきたことを見て取ることができる。受入国の指導者が自国の安全保障に対する貢献が軍事的にも財政的にも十分アメリカの貢献に匹敵すると認識している場合は、対米交渉に極めて強い態度で臨んでいるのに対し、受入国の指導者が軍事力も含めた自国の総合的貢献に対し一種の“債務コンプレックス”に陥っている場合はその対米交渉力は非常に弱くなるのである。

仮説 III：(5) 諸制度 (Institutions) の近似性

(「諸制度」を法と法慣習、法を施行する司法組織、政府と行政組織及び社会・経済の発展水準を包摂する派遣国軍を取り巻く受入国の国家としての総合環境であると定義する)

司法に関する取り決めは派遣国駐留軍関係者の受入国の法からの免責範囲を決定する地位協定の根幹部分である。受入国の諸制度が派遣国のそれにより近似する場合、近似性が低い受入国に比して地位協定はより平等で互恵的なものになる。

派遣国側から見た地位協定の核心部分一つは、自国の軍関係者を異質な受入国の諸制度

から保護することにあることを想起するなら受入国の諸制度が如何に重要かは自明であろう。そこで地位協定の類型と受入国の国家的属性（これは経験則からしてアメリカの諸制度との近似性を示すものと想定される）との相関関係を調べると以下のように強い相関性を示した。（不等号は受入国にとっての有利さを示す）

コモンウェルス諸国（共通言語と英国起源の慣習法の伝統）³⁵ > ヨーロッパ大陸諸国（ヨーロッパ言語とヨーロッパ成文法の伝統）> アジア諸国（アジア言語と欧米モデルを基にローカライズした法体系）> イスラム諸国（アラビア語又は他のアジア系言語とイスラム法の伝統）

さらに、裁判管轄を日常行政レベルで決定する受入国の第一次裁判権放棄率を比較すると、諸制度がアメリカに近い国ほどその率が低く（つまり受入国の裁判比率が高い）、アメリカから遠い国ほどその率が高い（つまり受入国の裁判比率が低い）ことが判明した。次に1960年代の東アジア三国（日韓比）の比較考察もこの仮説を裏付けるものであった。各国の諸制度をアメリカとの近似度で数値化し、これを数値化した各国地位協定の司法に関する項目別有利度と比較したところ、日本は社会・経済水準から帰結する諸項目では高数値を得るものの、司法全般に関わる分野ではフィリッピンと同等であった。また韓国はすべてにおいて低い数値であった。こうした事実はアメリカがフィリッピンの司法体系を三国中で最も自らに近いものと認識し、韓国のそれを最も遠いものと認識していたことを示している。

最後に実際の交渉現場でこそ各国の諸制度は地位協定条文に直接的な影響を与えることを指摘しておきたい。アメリカの交渉官は例外なく受入国の諸制度を細部にわたるまで十分に研究して、譲れる部分や妥協の余地のない部分を予め設定して交渉に臨んでおり、これが実質的な条文内容を合意する“つめ”に決定的影響を与えるのである。

仮説 IV: (6) 受入国の政体転換

独裁政権の後を継いだ民主政権は前政権が締結した地位協定を、締結過程が正当な手続きを経ない非合法なものであり、内容が不平等かつ自国の安全保障に何ら貢献しないとして政治問題化し、それを根底から崩そうとする普遍的傾向がある。

研究対象とした国の中でギリシャ、韓国、フィリッピン、スペイン、トルコが政体転換を経験した国々であるが、これら諸国の地位協定の推移を歴史的に追跡すると、重要な地位

³⁵イギリスとヨーロッパ大陸 NATO 加盟国の地位協定は何れもタイプ IIIA に分類されるが、イギリスにおける外国駐留軍（アメリカも含まれる）の地位は国内法で定められており、二国間又は多国間で締結される地位協定とは本質的な差異がある。

協定改正は全て政体転換後の民主政権の下でなされており、しかも地位協定改正に至る普遍的なパターンが観察できるのである。第一に政権の権力基盤がアメリカからの恩恵に依拠していたグループを含む旧支配層から民衆の投票に移行したことがあげられよう。新政権にとっては次の選挙でより多くの票を集めることこそが最重要課題であり、安易な妥協は次の選挙の敗北を意味する。従って過去の利害関係者や伝統的サポーターへの依存度は著しく減少する。第二に民衆の絶大な支持を背景に全ての新政権は憲法改正と政府機関の革新に成功していることである。これにより新政権は地位協定の大胆な改正に挑戦できる正当な基盤を得ることになり、改正の範囲は地位協定本体に止まらず関連する国内諸制度全般に及ぶことになる。第三に前政権とアメリカの癒着関係が大いに政治問題化されることである。愛国的革新者であろうとする新政権は、前政権が合意した既存の地位協定はそもそも合意手続きが正当性を欠き、内容も自国安全保障への貢献が疑わしく、互惠的平等性が欠如していると非難することで自らの政治的立場をさらに強化しようとする。第四に旧政権下で弾圧され続けてきたメディアや反米基地運動を含む社会運動等が解放されることによって、それらが活性化され国内政治の主要アクターとして登場することである。結果としてこれらすべての変化は新政権に強い対米交渉力を与えることになる。そして、新政権の政治的モーメンタムは地位協定改正に止まらず、米軍基地の縮小（スペインやギリシャ）や閉鎖（フィリッピン）、さらには一時的使用禁止（トルコ）にまで及ぶこともあるのである。

地位協定改正の契機とイニシャティブ

最後に全てのケースで観察された法則と表現してもよい歴史的事実は、地位協定改正の動機とその後のイニシャティブは常に受入国側から発せられており、アメリカは既存の特権を守るために一貫して現状維持スタンスを取り、可能な限り改正要求を拒否し続けてきたということである。その意味において地位協定は受入国の要求を跳ね返す弾力性が非常に強いということができる。しかし反面、それは平等な主権国家間の国際契約を建前とするが故に、仮説(4)で述べた外交的相互主義規範から逃れることは不可能であり、受入国の情勢変化や世界的安全保障環境の変化といった“言い逃れのできない”状況変化が起こればアメリカは渋々改正交渉に応じざるを得なくなるのである。各国地位協定は全て改正の履歴を持ち、その改正過程は例外なくそのような歴史的状況変化を経てなされてきている。

V. 日本地位協定の特徴と改正の可能性

A. グローバルな視点から見た日本地位協定の位置と特徴

すでに分類したように日本地位協定はタイプ III B- α 、数量化した評価点は 52.5 でタイプ III 地位協定の 10 か国の中で第 9 位である。確かに日本は司法分野では比較的高評価を得ることができたが、米軍基地や米軍の諸活動に対する諸権限の行使力では極めて弱いことが明らかとなった。世界最悪とは言えないまでも、反米軍基地運動が主張する数々の不平等性を誇張されたものとか、政治的バイアスがかかりすぎていると一蹴することは出来ない内容と言えよう。こうした日本の特徴を一言で表現するなら、アメリカの占領時の諸特権の多くが 21 世紀まで存続している状態と言えよう。1945 年に米軍が進駐してきた時の基本方針は日本の軍事力をゼロにすると同時に、日本中に自らの基地を設けて何の制限もない軍事活動を行うことであった。1952 年のサンフランシスコ平和条約で二国間関係は名目上は対等な主権国家間のものに变化したとはいえ、アメリカの基地政策は变化することはなかったのである。日本の軍事力については冷戦開始により「ヴァンデンバーグ決議に基づく適切な規模の軍事力の再構築」に変化した、基地についての方針に変化はなく米軍に基地を提供し続け、ほぼ制限のない軍事活動を認めることこそが日本の貢献であり、地域の安定に寄与することであるとされたのである。吉田茂はこれらを認め、ここに日本地位協定の原型ができたと言えよう。そして 1960 年、岸内閣は安全保障条約と地位協定の改正に成功したが、米軍基地の諸特権と米軍軍事活動の自由裁量度はほぼそのまま温存されたのである。

具体的には 1952 年の旧行政協定の第三条一項「合衆国は施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のために必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。．．．」は 1960 年締結の現地位協定では「．．．それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。．．．」と穏やかな表現に改正されたが、公開された米政府資料では文言が変わってもアメリカは旧行政協定の条文中で保証されている諸特権をそのまま維持できることが藤山-マッカーサー合意で確認されているのである。

³⁶(新原昭治 43-45 に引用)「権利、権力及び権能」は英語では“rights, power and authority”でありその意味するところは重大である。即ち在日米軍基地は (1) 実質的にタイプ II に近い米軍主権下と同様の状態にあり、従って (2) 日本の総合的な査察力、警察力や捜査権は著しく弱いのである。また受入国の領域内での軍事訓練や作戦演習に関して NATO 加盟国の場合は原則として受入国の同意が必要であるが、日本の場合は本文中に条文が存在しない。

³⁶Original Source: Declassified agreement between Japanese Foreign Minister Fujiyama Aiichiro and the US Ambassador Douglas MacArthur II, January 6, 1960

一般的にアメリカの同盟国は米軍の訓練要求をほぼ自動承認することが常態ではあるにしても同意条項があるかないではその差異は決定的に違うと言えるだろう。

さらに安全保障条約の重要部分である米軍の軍事行動（第六条に関わるもので第五条の直接日本の防衛にかかわるものではない）に対する日本の主権行使による制限力は弱い。岸-ハーター交換公文で確認された事前「協議」対象は（1）配置における重要な変更、（2）装備における重要な変更、（3）戦闘作戦行動のための基地使用の3点である。交渉において日本側は事前「合意」（Agreement）と条文化を求めたが、結果としては事前「協議」

（Consultation）となり正文に挿入されることなく交換文書レベルに格下げされてしまった。（1）については一個師団以上の兵力、海軍の場合は一機動部隊程度の配置変更、（2）については核兵器、中長距離ミサイルの持ち込みやそれらの基地建設も含まれるとされるが、沖縄への緊急時核兵器持ち込み（返還前）や海軍艦艇や航空機等の進入・通過時の装備（核装備を含む）について、密約や暗黙の慣行等の存在が公開された文書等を根拠に指摘されている。さらに（3）に関連して、日本側は最終的に吉田-アチソン交換メモの効力継続を認めさせられたのである。これにより朝鮮半島有事の際は日本駐留国連軍（正確にはUnified command of the United Nations under the United Statesであるが主体は米軍）は日本との事前協議なしに直接朝鮮半島に出撃することができるのである。また、兵站（例えば日本から韓国やヴェトナム等へ軍需物資を輸送することなどを含む）や中規模部隊の移動に関する事前「協議」についてそれを規制するような文書は発見されていない。以上を総括するなら、所謂事前「協議」は兵站等も含めて抜け穴が多く、アメリカの核に関する「否定も確認もしない」という基本政策や暴露された秘密文書等も併せて考慮するなら、在日米軍はその軍事行動についてほぼフリーハンドに近い自由裁量度を獲得しているといって過言ではなく、日本の主権行使による制限力は極めて弱いのである。

第二の特徴は日本の HNS 支出の異常な高さである。これは 1970 年代にアメリカから共通の安全保障目標に対する日本の貢献（とりわけ軍事面）が極めて弱く、所謂「チープライダー」であるという非難に対応して HNS 支出を上昇させ始めたのを嚆矢とする。そもそも地位協定第 24 条 1～2 項には：日本は施設及び区域並びに路線権を米軍に提供するための経費（地権者への補償も含む）は負担するが、その他の「合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、．．． 日本国に負担をかけないで合衆国が負担する．．．」ことと明記されているにも関わらず、1978 年に日本側は米軍基地労働者の福祉費の一部負担を始めた

のである。その後、負担項目と総額は多様な名目のもとにどんどん増加し続け³⁷ 1996 年には訓練場の引っ越し経費まで負担するに至るのである。米国防省統計から得られた下表 13 は日本の HNS 支出の突出ぶりを如実に表しており、もはやそれは“安乗り”と言えるレベルではない。³⁸

表 13 主要同盟国の共通安全保障への貢献 2002（米ドル換算 援助支出比較）

	直接 援助	間接 援助	合計	一人当り 直接(\$)	一人当り 合計 (\$)	人口
日本	3,228.43	1,182.92	4,411.34	25.40	34.71	127,078,679
韓国	486.61	356.50	843.11	10.03	17.38	48,508,972
ドイツ	28.70	1,535.22	1,563.92	0.35	19.00	82,329,758
NATO 合計	76.55	2,407.77	2,484.32			

直接援助 地代、労働力コスト、光熱費、施設経費、等

間接援助 もし米軍基地が他の経済活動に使用されていた場合受入国が得ていたであろう経済的利益（税収や地代も含む）

原出典 援助額：米国防省 2004 Statistical Compendium on Allied Contribution to the Common Defense 2004, p.E-4. "Table E-3: Bi-lateral Cost Sharing Contributions
人口：CIA The World Fact Book, last visited March 30, 2010

以上、日本地位協定は受入国からの有利度という尺度で見た場合、司法権の分野ではそれなりの譲歩を引き出している反面、米軍基地及びそれを利用しての軍事諸活動を制限するような諸権限が極めて弱く、経費負担の面でも大きな譲歩を強いられているのが特徴である。アメリカは日本から多くの経費を引き出ししながら、自らの軍事諸活動について最大限の自由裁量度を確保しているという一般的経験則がグローバルな視点から検証した場合でも見事に裏付けられたことになる。

B. 変貌する安全保障環境と日本地位協定の近未来

1. アメリカの世界基地戦略と各国地位協定

日本地位協定の近未来を論ずるには、まずアメリカの世界基地戦略を概観する必要があるだろう。Paul M. Kennedy は世界史的視点から、如何に強大な国であっても世界の様々な問題に総合的にコミットし続ける事は不可能である、何故なら膨張する軍事支出が国家経済の基盤的能力に対して過度の負担になっていくからであると主張する。(Kennedy)

Chalmers Johnson も現在のアメリカについて同様の考えを述べている：「世界中の経済学

³⁷例えば施設改善プログラム(Facilities Improvement Program)、特別措置合意(Special Measures Agreement)、沖縄に関する特別行動委員会(Special Action Committee on Okinawa)等である。

³⁸HNS 支出総額は 1999 年をピークとして下降傾向にあるが、2015 年時点においても以前高い水準を維持している。2015 会計年度の総額は 5,197 億円である。（主なものは駐留米軍への支出 3,725 億円、沖縄に関する特別行動委員会への支出 46 億円、米軍の再編成経費負担 1,426 億円である）出典：日本防衛省「Defense of Japan 2015」

者や政治学者の間で日々勢いを増しているコンセンサスによれば、アメリカの経済力が健全ではない状態に陥りつつあることが誰の目にも明らかになっていく中でアメリカが現在の役割（*世界の警察官*又は*パックスアメリカーナの盟主*：佐々山追加）を継続することは不可能であるということである。」（Johnson 185 佐々山訳）確かに人類史の中で永遠であった帝国はない。

しかし、アメリカの中・短期的未来を予測する時、こうした帝國的膨張必衰論やアメリカ帝国没落シナリオはやや懐疑的に評価する必要がある。まず何よりもアメリカの“国力衰退”について相対的比較と絶対的比較を混同してはならないということである。確かに日独の経済成長、近年では中国の大躍進等によって相対的な差は大きく縮まっていることは紛れもない事実である。しかし、絶対的成長という視野から見るとアメリカ経済は下降ではなく着実な成長を維持し続けており、日独中の何れかの国がアメリカ経済を規模的にもその質や内容においても凌駕して世界経済の中心的役割を果たすとは考えられない。軍事面で見るとアメリカの圧倒的な能力は当面揺るぐことはないだろう。即ち、現状の客観的諸指標から判断する限りアメリカの物質的総合国力の相対的地位下落から即アメリカ没落シナリオを導き出すのはやや時期尚早というべきであろう。

この前提に立ってアメリカの世界基地政策の近未来を予測するなら、現状維持を続ける可能性が極めて高いことが予測される。アメリカの国家戦略からの説明は他に譲るにしても、それは以下の現実的かつ実践的理由からも十分想定されるのである。第一にアメリカが海外基地網の設立と維持に費やしてきた膨大な費用支出である。そうした施設や設備に投下された経費は経理的には固定資産として残っているという定義になろうが、現実には転売や換金化がほとんど不可能ないわば埋没的（Sunk）な資産なのである。従って、設備・装備の一部は他に転用が可能であるにしても、米軍撤退による既存の施設や設備の放棄は（仮に受入国への有償譲渡が可能であったとしても）アメリカの国家財政への貢献はほとんどなく、短期的にはむしろ部隊の移動等に伴う新たに発生する経費の方が重くのしかかるのである。俗な表現をするなら軍事的な使用価値は施設が古くなっても余り目減りしないため、使い続けた方が得という損得勘定が成り立つのである。第二は第二次世界大戦後のアメリカが史上類例を見ないレベルの地位と力によって獲得してきた海外駐在軍の既得権益の存在である。アメリカの相対的地位と力の減少が明白な今日、一度撤退した国に再び軍隊を駐留させる必要が生じた場合、以前と全く同様の諸権益を回復することは極めて困難な作業になるであろう。好例がフィリピンである。米軍は新地位協定の下で再び基地等を利用することは出来ても、もはや恒常的な米軍基地を設立・存続させることはできないのである。軍を撤退させない現

状維持こそ既得権益保持に直結するのである。第三は最も硬直性が高いと思われる軍官僚組織の習性である。³⁹ それは戦闘可能な軍隊を創出するためには膨大な準備と経験そして官僚機構が必要であるという軍事組織特有の組織論からも推察できよう。そしてこれが国際的な集団安全保障体制においてはさらに一層顕著となる。例えば集団における軍事命令系統や分業体制の確立、共同軍事行動や国際的協力作戦の立案、あるいは共通の軍事装備品の開発や整備等を全くのゼロから立ち上げるには膨大な費用と人的資源そして時間が必要となるのは明らかである。従ってアメリカ国防省にとって世界基地網維持とアメリカ主導の国際的軍事官僚組織は最早一時的な臨戦体制などではなく完全に常態と化しているのである。アメリカ国防省がこうした常態を無に帰すということは極めて想定し難い近未来である。

以上の諸条件を勘案するならば、アメリカが再び孤立主義に立ち返る可能性は低く、海外基地網の規模縮小に向けたモーメントは弱いと判断され、⁴⁰ 変化する国際情勢や軍事技術の向上に対応して調整や再編成はされるもののアメリカの世界基地網は保持され続けるものと結論付けて間違いないだろう。同時にアメリカの基本政策とその決定に当たっての一種の国家的“習性”も変化がないと想定される。それは第一に単独決定主義（Unilateralism）であり、自国の安全保障認識を最優先して世界安全保障戦略と海外基地政策を決定することである。同盟国との「協議」は必要に応じてなされるであろうが、それがすでに立案された世界戦略に大きな変更をもたらすことはまれである。第二に米軍受入国における既得諸権益についてはこれ堅守しようとするのである。すでに見たようにアメリカ側から地位協定改正のイニシャティブが取られたことは無いし、これからもそうであろう。

しかしながら、アメリカが現在の海外基地政策を今後も何の障害もなく続けられるかについては幾つかの疑問符が付く。まず何よりも益々タイトになる連邦予算という制約要因で

³⁹Chalmers Johnson は、ほとんど妨害を受けることなく維持されているアメリカの膨大な軍事予算と世界基地網について次のように言っている。「このイデオロギーは軍事ケインズ主義と呼ぶことができる。それは生産や消費に何の貢献もしないのに（あたかも）軍事支出を通常の経済的生産と見なし、戦時（的規模の）経済を維持し続けようとする決意である。そしてこの軍事ケインズ主義への依存は、たとえソ連邦がもはや存在しなくなっても、膨大な既得権益が軍部等のあらゆる部分に深く根を下ろしているためどちらかというところと一段と強められているのである。」（Johnson 141-43）（佐々山訳）

⁴⁰例えば、最近のアメリカ国防省による海外駐留軍規模縮小のイニシャティブは次のように解釈されるのが妥当であろう。「（それは）海外駐留軍及び海外動員軍の綿密に計算された世界規模での任務割り当てと配置（の変更）であって、グローバル規模での攻撃をサポートするグローバル規模での補給体制や移動手段、強制侵入、命令、統制、通信及び情報収集部隊等の発展により（可能となり、さらに）何時、如何なる場所にも大洋をまたいで軍隊を迅速に集結させることを促進するために我々が（同盟国との間に）築いてきた安全保障体制と法的な合意が支えとなるのである。」（佐々山訳）出典：“Deputy Defense Secretary Bob Work speaks to the Council on Foreign Relations in Washington, D.C., Sept. 30, 2014.” by Cheryl Pellerin DoD News, Defense Media Activity. DoD homepage: <http://www.defense.gov/News-Article-View/Article/603350/work-dod-transforms-global-posture-for-future-needs>

ある。米軍受入国に対する更なる HNS 負担の増大あるいは他のタイプの貢献増要求は政府、議会ともに一致した方向性であり、受入国との新たな論争の火種となるであろう。第二は受入国との脅威認識のズレの拡大から生じる利害衝突領域の増大である。冷戦下の西側諸国においては軍事的脅威に対する認識のズレは小さく、安全保障条約が適用される地域は事前に特定され、起こりうる戦争のタイプも想定範囲内であった。しかし今日では新たな脅威が世界のどこで発生し、それがどのような種類のものかは予測することは困難であり、それらが引き起こすであろう影響についても各国の認識は大きく異なり始めている。アメリカは自らの安全保障政策に基づいて、新たな脅威に立ち向かうために既存の海外基地を従来から合意されていた地域を越えて使用できる自由裁量を求めるであろうが、そうした要求や行動が受入国に受容される度合いは冷戦下で共通の脅威に対峙した時と比べればはるかに低い。極端な場合は安全保障上の利害や国益が相反する可能性すら生じるのである。ここにも新たな矛盾の萌芽があり、地位協定を基盤としたアメリカの世界基地政策が従来より安泰であるとは言い難いのである。

2. 究明された要因から日本地位協定の近未来を予測する

最後に、これまでの考察と地位協定の多様性を形成した要因を踏まえて、日本地位協定の近未来あるいはその改正の可能性を簡潔に予測してみたい。まず最初に触れておきたいことは、一体地位協定のどの部分を現実的な改正の目標とすべきかという点である。米軍や軍人による大きな事故や事件が起こる度に与野党を問わず地位協定は改正されるべきだという論調は盛り上がる。しかし、歴史認識に根差した不平等論は多いが具体的に何が改正されるべきかという点については甚だ曖昧なのである。国際的合意を改正するための外交交渉は、「何を変えるべきか」というゴールが政府・与党の明確かつ強固な政治的意思として相手側に伝えられることからしか始まらないのである。そこで改正目標分野をまとめてみると、先に見たように、受入国から見た地位協定の根幹部分は（戦時における取り決めに除くなら）：（1）裁判管轄と司法手順、（2）米軍基地に対する警察権行使も含めた受入国の管理・監督権行使のレベル、（3）米軍による軍事活動や訓練も含めた基地使用の自由裁量度に対する受入国の主権に基づく規制力のレベル、に要約することができよう。

（1）について言うなら日本はすでに比較的に有利な条件を引き出すことに成功している。

⁴¹ 司法分野の抜本改正となると、（かつてフィリピンが改正交渉で頑固に主張したよう

⁴¹1995年に起きた沖縄米兵少女暴行事件の後、日米間で「刑事司法手続きについての日米合同委員会合意」（1995年10月25日）が取り交わされた。この中でアメリカは起訴前の被疑者引き渡しに好意的考慮をすることに合意した。「The United States will give sympathetic consideration to any request for

に)日本の完全裁判管轄権(犯罪の場所、関係した人間の属性に関係なく受入国が裁判権を行使)を求めることになろうが、これは国際慣行的に見て現実的ではない。何故なら駐留外国軍と受入国間の裁判権の競合的両立の原則は国連軍等の他の国際的な地位協定にも引き継がれており、国際法として確立とはいえないまでもすでに国際的慣習として広く認められ定着しているからである。従って日米両政府ともこの原則を否定した改正への意思は全くないであろう。残されている問題は地位協定で保護される米軍関係者の範囲を NATO 並みに狭く限定する⁴²ことや日本の第一次裁判権放棄方式を見直して放棄率を下げるなどが考えられるが、何れも実務レベルの合意や外交公文の交換でも可能であり必ずしも地位協定の条文改正を必要としない。

最も重要な改正対象であり日本の主権行使力が極めて弱い部分は(2)と(3)である。すでに見たように米軍基地の管理運営や米軍の軍事行動や訓練に対する日本の主権に基づく規制力は非常に弱く、相互主義の原則に根差した抜本的な改正がもとめられるところである。しかし、アメリカ側から見ると(2)と(3)こそがこれまでの歴史過程から達成された堅守すべき既得権であり、自軍を日本に駐留させるための譲れない条件なのである。言葉を変えるなら、駐留米軍活動に対しての自由裁量度付与こそが日米安全保障体制の根幹であると同時に最も微妙な聖域なのである。従って日本の歴代内閣は正面からこの部分の改正に取り組むことには及び腰であったし、今後とも日本外交の最も達成困難な外交課題として残るであろう。そして、そもそも政府官僚や与党内にこの聖域を打破しようという強固な政治的意思が形成される可能性は極めて低いであろうことは本文で説明したいくつかの要因から容易に説明ができるのである。

第一に、I-A(1)「力関係の不均衡度合」理論は地位協定合意の時だけでなくその後の改正過程においても大きな影響を及ぼす。一般的にいうなら総合的力関係の不均衡は受入国の経済・社会的発展や個別軍事力の強化等により徐々に変化していくが、日米安全保障関係については不均衡度合いはほとんど変化していないといって過言ではない。確かに経済力で見ると最早不均衡という言葉は時代遅れだが、軍事力で見ると現地位協定が締結された1960年代の不均衡は修正されつつあるとはいえ基本構造を変えるレベルには程遠い。2015年のアメリカの軍事予算は5,975億ドルで中国のそれ(1,458億ドル)のおよそ4倍であり、

the transfer of custody prior to the indictment of the accused...」これは、起訴後の引き渡しを定めた NATO 地位協定より受入国側に有利であると考えられている。

⁴²例えば、米軍属によって引き起こされた暴行事件の後、日米両政府は共同コミュニケを発表して地位協定で守られるべき軍属の範囲をより狭めるとしたが(毎日新聞 2016年7月5日)、その後軍属についての新定義が両政府の間で正式合意された新定義に関する発表はない。

他の上位 15 か国の合計に少しだけ欠けるという規模である。日本の防衛支出は世界第 8 位で 410 億ドルである。⁴³ 注目すべき日本の特徴はこの数字的不均衡ではなく、日本の平和憲法、非核三原則、専守防衛政策が不均衡と役割分担を固定化していったことにある。言葉を変えれば、日本はこの不均衡なアメリカの軍事力に依存することで防衛三原則から外れることなく自らを利してきたし、アメリカは核を含む軍事攻撃力の傘を提供することで占領時に築き上げた特権の数々を守り抜いて来たのである。こうしたプロセスは、不均衡な力関係という生態系に定着した強固な二国間共生関係であり、しかもそれはさらに進化し続けており、両政府は軍事面における分業的一体化と相互運用性強化を共通の目標として推し進めているのである。⁴⁴ MIT の国際政治教授の Richard Samuels は、アメリカの戦略的意図を「自らの世界安全保障戦略を実現する道具として日本の基地群と日米同盟を利用しようというのはワシントンの“明白な意図”である。実際アメリカは以前以上の日本の経費負担増を期待しているのである。」（佐々山訳）（Samuels 190 に引用）と喝破し、日本がそうした従属的な共生関係を全く不本意に担ってきたわけではないことを次のように一刀両断する。

「在日米軍に依存して攻撃的な任務に携わることを拒否し続け、アメリカとの不均衡な同盟を維持し、少額の防衛予算で“チープライド”を続けるという戦後日本の大戦略は修正破棄されるところか拡大の方向に向かっているのである。吉田ドクトリンは廃れるどころか最新のものに更新され続けているのである。」（佐々山訳）（Samuels 107）二国間安全保障体制の基本力学は物質的不均衡は修正されつつあるにも関わらず構造変化の方向には向かっていないことは明白であり、日本政府内に不均衡と役割分担の固定化の上に構築された日米安全保障体制を変更したいという動機が醸成されつつあるとは考え難い。以上、(2) と (3) の分野の改正は現実の外交交渉上の障壁もさることながら、日本政府の政治的意思薄弱という意

⁴³出典：(2016) Chapter Two: Comparative defence statistics, The Military Balance, 116:1, 19-26, DOI: 10.1080/04597222.2016.1127562 <http://dx.doi.org/10.1080/04597222.2016.1127562>

⁴⁴防衛省発行の 2015 年版防衛白書日本の防衛（第 II 部第 3 章日米同盟の強化）によるとこの傾向は明らかである。日米両国は次の四層の協力機構を確立して協力関係を進めている。最上層は日米安全保障協議委員会（SCC: Security Consultative Committee 所謂 2+2 会合）で日本の外務大臣と防衛大臣、アメリカの国務省長官と国防省長官によって構成され 1997 年の初会合以来、日本の防衛のみならず世界的スケールでの日米同盟の強化を推進してきた。第二層が日米安全保障高級事務レベル協議

（SSC: Security Subcommittee）で参加者は予め定められていないが安全保障にかんする高級協議諮問機関として機能する。第三層が防衛協力小委員会（SDC: Subcommittee for Defense Cooperation）で外務・防衛の実務レベル次官クラスで構成され実質的な政策立案等を担う。第四層が日米合同委員会

（U.S.-Japan Joint Committee）で地位協定に関連する事項をすべて扱う。これらの二国間機構を通じて両国は軍事面での一体化と相互運用性をさらに推し進めているのである。両国の軍事面での協力の基本指針となるのは「日米防衛協力のための指針」（所謂ガイドライン）であるが、2015 年 4 月には 1997 年に策定された旧指針をさらに進化させる方向で改訂されたのである。（日米安全保障協議委員会で承認）新ガイドラインは「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」を強化するために「平時から利用可能な同盟調整メカニズムを設置し、運用面の調整を強化し、共同計画の策定を強化」して軍事面全般にわたる共同行動能力をさらに高めようとするものである。

味でも実現困難であろう。

第二に I-B (3) 「脅威認識の差異」理論からも日本の地位協定改正への政治的意思薄弱を説明することができる。何故なら、冷戦後の東北アジア安全保障情勢の変化が日米間に微妙な脅威認識の差異を生じさせ、日本の「米軍駐留の必要度のレベル」を上昇させていくと考えられるからである。欧州と違い、冷戦構造の残滓ともいべき構造が残された東北アジアでは、伝統的な脅威に対する日米両国の認識と安全保障政策はほぼ共通であるといって過言ではない。しかし、日米の地政学的位置の違いと安全保障政策の立ち位置の差が台頭する中国に対する認識の差を徐々に拡大させていくと予想される。

アメリカの対中基本スタンスは「関与拡大による中国の国際社会への取り込み」と「もしもの事態に備える対抗的ヘッジ」という二正面作戦と要約でき、日本も同様の政策を取る。しかし、アメリカの日中関係への関与については基本的にオフショアバランサー（直接関与せず“沖合”からそれぞれに影響力を行使して自らの目的を達成する）であり、対中政策もより総合的かつグローバルな視点から考慮される。例えばそれはアメリカの日中韓の間の領有権論争への不介入政策にも明らかである。一方で日本は地政学的に当事者としての直接的関与が求められている。日中の競合は経済競争に止まらず、資源確保をめぐる競合、あるいは東アジアの主導権をめぐる競合など枚挙にいとまがないし、尖閣諸島や東シナ海では中国と直接的な対峙を迫られ、戦時でも平時でもない所謂グレーゾーンでの危機は拡大している。今日の日本の対中脅威認識は冷戦期の対ソ連に対するものより“より深刻化”していることは日本の防衛白書の記述変化からも容易に伺うことができ、⁴⁵ 日本の安全保障環境は「より顕在化・先鋭化してきて．．．一層厳しさを増して」おり「一国のみの対応ではますます困難なものになっている」のである。（2015 年版防衛白書概観より）こうした第二次世界大

⁴⁵冷戦期の日本の脅威認識の中心を占めたのはソ連であり、1987 年版防衛白書は次のように述べる「ソ連は、わが国周辺において強大な軍事力を配備しているが、これまで一貫してその質量両面にわたる強化を続けてきたのが特徴的である。このような事実は、この地域の国際軍事情勢を厳しくしているのみならず、わが国に対する潜在的脅威を増大させることにもなっている。」（第 I 部第 2 章第 1 節 わが国周辺地域の特性）しかし 2015 年版では主関心事は中国に移っており「領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向にある。さらに、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著にみられるなど、わが国周辺を含むアジア太平洋地域における安全保障上の課題や不安定要因は、より深刻化している。」（第 I 部概観第 1 節わが国を取り巻く安全保障環境）と概観し、具体的には中国に対する大きな懸念を次のように主張する。「一方、中国は、継続的に高い水準で国防費を増加させ、軍事力を広範かつ急速に強化している．．．中国は、軍事力の強化の目的や目標を明確にしておらず、軍事や安全保障に関する意思決定プロセスの透明性も十分確保されていない。また、中国は、東シナ海や南シナ海をはじめとする海空域などにおいて活動を急速に拡大・活発化させている。特に、海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試みなど、高圧的とも言える対応を継続させ、自らの一方的な主張を妥協なく実現しようとする姿勢を示している．．．」（第 I 部第 2 節アジア太平洋地域の安全保障環境）

戦後初めて経験するような類の直接対峙を伴うような脅威認識は、アメリカのより強いコミットメントを確保したいという日本のインセンティブを従来以上に強めることになるであろう。

「脅威認識の差異」理論の言葉に翻語するなら、日本にとっての駐留米軍の価値は上昇しているが、アメリカにとって自軍を日本に駐留させる価値はほぼ一定しているか、もしくは冷戦期の緊張が最も高かった時期よりは減少しているといえよう。何故なら今日のアメリカの軍事戦略は地域紛争に対応して既存の基地機能をより強化することより、スピーディーでフレキシブルな米軍の展開を何時でもグローバル規模で可能にする能力を強化する方向に向かっているからである。先述の Samuels は、多くのアメリカ安全保障戦略専門家の意見を引用しながら今日のアメリカは以前より日本の安全保障に対する関心が薄くなっていると指摘する。理由は：(1) 在日米軍基地のような前線配置型基地はテロに対する戦争には有効ではないこと、(2) オフショアバランサーの役割を果たすことがますます魅力的なものになってきていることである。軍事技術や輸送技術の向上がそれを可能にするし、前進基地特有の敵からの攻撃に対する脆弱性を回避できるからである。そして「在日米軍基地の重要性が減少するため、アメリカは従来と違ったやり方――それも日本がとても我慢できないようなやり方――でその価値を向上させるような日本（の貢献）を要求する可能性が」あり、長期的に見るなら米軍撤退も含めて日本の安全保障への関与を大きく後退させる可能性すらあるとまで結論付ける。(Samuels 191-92,205-07) 先に概観したように、アメリカが近未来においてそうしたドラスティックな政策転換をするとは考えにくい、アメリカの政治潮流の中にそのような流れが存在しているという事実は無視できず、例えば HNS を含めた日本の貢献増をさらに要求してくることは十分に想定できることである。以上、脅威認識の差異とアメリカ側の方がより多くの選択肢を持っているという現実日本の政治リーダーの間に所謂“見捨てられ”の恐怖を引き起こしていくことは間違いないであろう。こうした状況下においては在日米軍への依存度は強まりこそすれ弱まることはありえず、日本政府が米軍の活動を大きく制限するような(2)及び(3)の改正に対する強い政治的意思を持つ可能性はほとんどないと言ってよいであろう。

しかしながら政府・与党も、ほとんど無規制ともいえる軍事訓練や演習、騒音、公害、犯罪等の米軍基地から発生する多くの社会的問題を抱えているだけでなく、主権国家としての自立した安全保障政策とは如何にあるべきかといったコアな政治課題も存在するため地位協定改正への動機が完全に消滅しようとしているわけではない。アメリカによる見捨てられ恐怖を和らげ、そのコミットメントを引き続き確保しながら、正面攻撃をアメリカに挑んで

虎の尾を踏むことを避けるいわば迂回漸進作戦とも言うべき外交政策が、II (4) 「国際関係の拘束的規範としての相互主義原則」に則った日本の貢献増によるアメリカの譲歩引き出し作戦であろう。この理論の考え方からすると、日米安全保障条約のアメリカの片務性（日本はアメリカ防衛の義務を負わない）が地位協定の日本の片務性（アメリカへの基地提供と占領時からの諸特権の継続）によって相互主義的バランスが取られているということになるわけで、日本側がアメリカへの安全保障上の貢献をさらに増大させればアメリカを地位協定改正交渉に引き出すことが可能になると想定する。そしてこれは日本の歴代内閣が伝統的に採用し続けた方針である。

すでに立証したように相互主義原則は外交交渉全般に適用できる普遍的モデルではあるが、その落とし穴は「これで相互のバランスがとれた」と認識する地点が交渉当事者間で著しく差異があることが稀ではないことである。アメリカの議会、行政府ともに一貫した認識は自らが受入国に与える軍事・安全保障上の貢献は受入国からの貢献よりはるかに大きいというもので、とりわけ日本に対してはこの傾向が強い。日本側もこうしたアメリカの認識地点を念頭に種々の貢献増を図ることでその是正を試みてきたが未だアメリカが交渉に応じざるを得ないレベルには達していないと総括することができる。むしろ近年は連邦予算の逼迫によりアメリカの諸特権現状維持、HNS の更なる増大要求という傾向はさらに強まっているとすらいえるのである。例えば、2015 年 9 月に安倍内閣によって成立した所謂「平和安全法制」の一つの柱である「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」は米軍の活動に対する日本の軍事上の貢献を大きく前進させたものである。日本側はこれをもって米軍への貢献度が大きく増大したと捉えアメリカ側に HNS の減額交渉を迫ったがアメリカを説得することは出来ず現行枠組みの実質維持で決着したのである。⁴⁶

この路線に残されている日本側の今後のオプションはどんなものが考えられるであろうか？一つはアメリカへの軍事的貢献をグローバルな規模で質的転換し、かつ劇的に増加させるという道であろう。この中には戦闘地域での共同軍事作戦参加という従来のタブーを犯す試みも含まれよう。例えば 2015 年 11 月、防衛協力小委員会は同盟調整グループ（ACG Alliance Coordination Group）と共同計画作成メカニズム（BPM Bilateral Planning Mechanism）の設立を発表し、日本自衛隊と米軍が（個々に行っていた）平時または緊急

⁴⁶毎日新聞2015年10月11日フロントページ

外交防衛委員会調査室沓脱和人「平和安全法制成立後の防衛論議—日米同盟の強化のための取組と在日米軍の駐留に係る諸課題—」立法と調査 2016. 8 No. 379（参議院事務局企画調整室編集・発行）

時事態時の安全保障および外交作戦を統一的に行っていくための新たな機関であるとした。両国はさらに特別な事態に対処するための軍事的対応を規定する共同計画を立案することにも同意した。⁴⁷ こうした動きは先述の軍事面における分業的一体化と相互運用性強化の一貫であると同時に、日本の軍事的貢献をさらに増大させようという試みの漸進と言えよう。しかし、憲法や平和主義への根強い国民感情等を考慮するとこの路線をさらに進めて軍事貢献の異次元転換に至るには高い障壁が待ち構えているし、平時においてアメリカがそうした動きをどの程度評価するのかという点も未知数である。第二の選択肢は HNS をアメリカが交渉に応じざるを得ないレベルにまで引き上げることであろう。しかし、これまでの歴史が示すように HNS の漸次増大は地位協定改正に現状転換的効果ももたらさなかったし、“思いやり”の範疇を越えて、米軍駐留費のほぼ全てを負担するようなレベルまで引き上げて、貢献の質的転換を図ることには到底国民的理解が得られないであろう。軍事、財政いずれの選択肢も障壁が高すぎ、かつ貢献度をどのレベルまで引き上げればアメリカが交渉に応じるかという点が不明であり外交的成果をどこまで上げうるかについては大きな疑問符がつくのである。

最後に IV (6) 「受入国の政体転換」による効果を論じなければならないがこれは本研究の領域外である。日本に日米安全保障体制を否定し新たな安全保障体制を追及するような新政体もしくは新政権が誕生した場合は、当然の帰結として在日米軍基地は撤収され、地位協定も存在理由がなくなるであろう。あるいはスペインやギリシャのように、そのような政治志向を持つ政党が飛躍的に議席を伸ばしただけでもアメリカに対する交渉力は大きく増大するに違いない。しかし、そのような政治的激変やその過程を予測考察することや、そうした方向に向けての政治的あるいは政策的提言をすることは本研究の目的を遥かに超えるものである。

以上の日本を取り巻く主体的、客体的諸条件を考慮し、かつアメリカとの同盟を安全保障政策の中心に据えてその更なる強化を図るという現在の基本国策を前提とする限り日本が地位協定の条文改正を含めた抜本的改正に挑戦する可能性は極めて低いと結論することができよう。アメリカもまた多くの特権と潤沢な HNS に守られた在日米軍基地群はその安全保障・軍事戦略遂行の要であり、日本に基地を保持し続けるかぎり現状維持を不変の政策とするであろう。勿論、在日米軍基地の存在は数々の問題や両国間の軋轢も引き起こすため、両国はその都度地位協定改正の圧力にさらされることになるが今までの同様のアドホックな解決が行政レベルあるいは日米合同委員会レベルで図られ本質的な条文改正に至ること

⁴⁷Japan Times 2015 年 11 月 4 日フロントページ

はないであろう。

例えば 2015 年 9 月 28 日に合意された環境問題についての日米合同委員会補足合意が好例である。政府は米軍基地に対する査察実現は日本の環境保全行政の大きな前進と喧伝したが、その条文をよく読むと（正文は英文、日本語は仮訳である）環境保全上「都道府県又は市町村の関係当局」が査察をしたい時は米側にその旨「申請し」、米側が「妥当な考慮を払い」それを「認める」という手続きになっているのである。英文正文で「認める」は Grant となっており、これは権利を保有する側が権利も持たない側の要求に対してその権利を与えるもしくは認めるという言葉である。即ち（現協定では表現は変えられたもの）先行する 1952 年の旧行政協定第三条一項に定められたアメリカの基地内における「権利、権力及び権能」は依然として実効であり、米軍側が権利のない日本側に諸権利を Grant するという構造は何ら変化していないのである。以上地位協定改正について確信を持って言えることは、日本が条文の“本丸”部分の抜本改正に挑戦することは予測し難く、基本構造は手付かずにして、表面的かつ技術的な対応で喫緊の諸問題を解決していくという従来からのパターンが今後とも継続されていくであろうということである。

引用文献

- Cha, Victor D. "Powerplay Origins of the U.S. Alliance System in Asia." *International Security* 34.Number 3, Winter 2009/2010 (2009/2010): 38. Print.
- Conderman, Paul J. "Jurisdiction." *The Handbook of the Law of Visiting Forces*. Ed. Fleck, Dieter. New York: Oxford University Press, 2001. Print.
- Duke, Simon. *United States Military Forces and Installations in Europe*. Solna, Sweden; Oxford; New York: SIPRI (Stockholm International Peace Research Institute); Oxford University Press, 1989. Print.
- Johnson, Chalmers. *Dismantling the Empire : America's Last Best Hope*. 1st ed. New York: Metropolitan Books, 2010. Print.
- Kennedy, Paul M. *The Rise and Fall of the Great Powers : Economic Change and Military Conflict from 1500 to 2000*. 1st Vintage Books ed. New York: Vintage Books, 1989. Print.
- Lutz, Catherine. *The Bases of Empire: The Struggle against U.S. Military Posts*. New York: New York University Press, 2009. Print.
- Rowe, Peter. "Historical Developments Influencing the Present Law of Visiting Forces " *The Handbook of the Law of Visiting Forces*. Ed. Fleck, Dieter. New York: Oxford University Press, 2001. Print.
- Samuels, Richard J. *Securing Japan : Tokyo's Grand Strategy and the Future of East Asia*. Cornell Studies in Security Affairs. Ithaca: Cornell University Press, 2007. Print.
- Stambuk, George. *American Military Forces Abroad : Their Impact on the Western State System*. Columbus: Ohio State University Press, 1963. Print.
- Weber, Steve. *Multilateralism in Nato : Shaping the Postwar Balance of Power, 1945-1961*. Research Series. Berkeley: University of California, 1991. Print.
- 新原昭治. 日米「密約」外交と人民のたたかい ―米解禁文書から見る安保体制の裏側. 東京: 新日本出版社, 2011. Print.

福田毅. "在欧米軍の現状と再編の動向." レファレンス. 2005 年 8 月 (2005). Print.